

新しいまちづくりを目指して  
～ 合併市町村の取組の実態 ～

平成 19 年 3 月

市町村の合併に関する研究会



## 【 目 次 】

はじめに .....	1
1. 合併後の地域振興施策 .....	3
1 (1) 旧市町村地域への対応 .....	3
1 (2) 地域の伝統・文化・歴史等の保存・継承、旧地名の保存 .....	6
1 (3) 地域コミュニティの振興 .....	8
2. 合併後の住民サービス .....	11
2 (1) 合併を契機とした住民サービスの充実 .....	11
2 (2) 旧市町村役場で新たに事務処理を行うことによる住民サービスの向上等 ..	14
2 (3) 合併による住民サービス向上等のための組織・機構の充実 .....	15
2 (4) 合併による住民サービス水準の維持 .....	17
2 (5) 合併を契機とした適切なサービス水準・住民負担の検討 .....	19
3. 合併後の組織・機構、人事管理 .....	22
3 (1) 旧市町村役場の活用 .....	22
3 (2) 組織の専門化、体制の充実 .....	25
3 (3) 人事・給与制度等の状況 .....	28
3 (4) 人材育成のための取組 .....	30
4. 合併後の行政運営等 .....	32
4 (1) 合併後の行政運営 .....	32
ア 市町村建設計画の円滑な実施 .....	32
イ 合併に伴う行政効率化 .....	34
ウ 都道府県からの権限移譲 .....	37
エ 補助施設の転用・廃止への対応 .....	39
オ 公文書の散逸防止 .....	40
カ 多段階で合併したことに起因する課題への対応 .....	41
キ その他、市町村合併により生じた積極的な効果 .....	42
ク その他、合併後の行財政運営上の課題への対応 .....	44
4 (2) 合併後の議会の審議状況等 .....	46
5. 合併後の地域自治組織 .....	48
5 (1) 地域審議会 .....	50
5 (2) 地域自治区（地方自治法に基づくもの） .....	54
5 (3) 地域自治区（旧合併特例法に基づくもの） .....	56
5 (4) 合併特例区 .....	59
総 括 .....	62

**凡 例** 本書において使用する法令名の略語は、以下のとおりである。

旧合併特例法 …… 市町村の合併の特例に関する法律（昭和 40 年法律第 6 号）

合併新法 …………… 市町村の合併の特例等に関する法律（平成 16 年法律第 59 号）

地方自治法 …………… 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）

地方分権一括法 …… 地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（平成 11 年法律第 87 号）

特定事務取扱法 …… 地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律（平成 13 年法律第 120 号）

## はじめに

- 平成 11 年 7 月にいわゆる地方分権一括法が成立する前の平成 11 年 3 月 31 日に 3,232 あった市町村数は、旧合併特例法の経過措置の適用期限である平成 18 年 3 月 31 日には 1,821（合併新法に基づく合併 1 件を除くと 1,822）に、翌 4 月 1 日には 1,820 となるなど、市町村合併は相当程度進展した。
- 一般的に、合併したことにより、役場が遠くなって不便になるのではないか、中心部だけよくなって周辺部は寂れるのではないか、住民の声が行政に届きにくくなるのではないか、各地域の歴史・文化・伝統等が失われないか、サービス水準が低下し負担が重くなることはないか、といった指摘がなされることがある。これまでに合併した市町村においては、このような地域の様々な課題にどのように取り組もうとしているのか。
- また、市町村合併という大改革を契機として、自立性が高く、活力と個性ある「まち」へ生まれ変わり、将来にわたって総合的・安定的に行政サービスを提供していくことができるようにするため、合併市町村はどのような特色ある取組を行っているのか。
- さらに、旧市町村単位の地域住民の多様なニーズを新市町村の施策等に反映することを可能とする仕組である地域自治区や合併特例区などのいわゆる地域自治組織の制度について、どのように活用されているのか。
- 平成 11 年 4 月から平成 18 年 4 月までに合併して誕生した 558 団体と、これらの団体のうち地域審議会・地域自治区・合併特例区を設置している延べ 275 団体についての実態調査結果などをもとに、合併後の新たなまちづくりに向けた取組を明らかにしていくこととする。
- これら合併市町村の多くは、合併後 1～2 年の状況であり、新しいまちづくりに向けた取組はスタートしたばかりであるが、これら取組の実態について、各合併市町村が今後のまちづくりや課題解決の参考としていただくことを期待する。

<備考>

- 本報告書は、平成 18 年 7 月 1 日現在で実施した下記調査結果をもとに、別途総務省において把握している情報を補完しつつ、合併市町村の取組の実態の概要をとりまとめたものである。

調査項目	対象
①合併市町村実態調査	平成 11 年 4 月 1 日～平成 18 年 4 月 1 日に合併した全合併市町村【558 団体】
②地域審議会実態調査	平成 18 年 7 月 1 日時点で地域審議会を設置している全合併市町村【216 団体】
③地域自治区（地方自治法に基づくもの）実態調査	平成 18 年 7 月 1 日時点で地域自治区（地方自治法に基づくもの）を設置している全合併市町村【15 団体】
④地域自治区（旧合併特例法等に基づくもの）実態調査	平成 18 年 7 月 1 日時点で地域自治区（旧合併特例法等に基づくもの）を設置している全合併市町村【38 団体】
⑤合併特例区実態調査	平成 18 年 7 月 1 日時点で合併特例区を設置している全合併市町村【6 団体】

注 1 上記の団体数は合併後の数。なお、段階的に複数回合併した団体は 1 団体としてカウント。

注 2 ②～⑤について、複数の制度を用いている合併団体は、それぞれ回答している。

注 3 ②～⑤のうち、合併協定書等で設置することが決まっているものの、平成 18 年 7 月 1 日時点で未設置の団体及び設置した後すでに解散している団体については、対象外とした。ただし、合併後間のない等の理由のため、制度は設けているが地域協議会等の実質的活動が行われていない団体については、対象としている。

# 1. 合併後の地域振興施策

## 1 (1) 旧市町村地域への対応

一般的に、「合併に伴い、中心部に比べ、周辺部の旧市町村地域が寂れてしまうのではないかと」といった不安や懸念の声が周辺部の旧市町村地域の住民から示されることがある。こうした事態ができるだけ生じないようにするとともに、「合併市町村の均衡ある発展」が図られるようにするため、各合併市町村における地域の活性化、旧市町村地域の振興に係る取組の実態を見ていく。

### 【 合併市町村の取組状況 】

- 合併市町村の中で周辺部に位置する旧市町村地域の振興のため、「地域単位のイベントや祭り等の実施、支援」や、「地域のコミュニティ活動を行う団体（自治会、町内会など）への支援」をはじめ、多くの合併市町村で地域の活性化、旧市町村地域での振興施策が実施されている。

選択肢（複数回答式）	回答数	構成比
地域単位のイベントや祭り等の実施、支援（助成、人的支援）	372	66.7%
地域の伝統文化の保存・継承に関する事業の実施、支援（助成、人的支援）	249	44.6%
旧市町村単位で設置されている公共的団体（商工会、文化協会、観光協会等）への支援（助成、人的支援）	276	49.5%
地域のコミュニティ活動を行う団体（自治会、町内会など）への支援	345	61.8%
旧市町村地域の振興に取り組むための庁内組織の設置	149	26.7%
地域審議会、地域自治区又は合併特別区の活用	253	45.3%
法律に基づかない独自のコミュニティ組織の設置やコミュニティ自治の仕組の構築	100	17.9%

### ※特徴的な取組事例

大仙市 (秋田県)	・大曲地域に1,000万円、他7地域に1地域500万円の「予算地域枠」を創設。地域協議会の同意を得て、地域住民の自主性と個性を伸ばす事業を実施している。
日光市 (栃木県)	・合併により日光、鬼怒川温泉（旧藤原町）、湯西川温泉（旧栗山村）など全国的に有名な観光地が一つとなったことから、広域的な観光ルートの設定やイベントの実施により観光イメージのアップを図る。
前橋市 (群馬県)	・新市域と一体感の醸成のため、「一地区一自慢事業」を実施している。また、地域課題の解決に地域が自主的に取り組み、地域コミュニティの活性化と、誰もが安全に安心して生き生きと暮らせる地域を目指して「地域づくり推進事業」に取り組んでいる。
上越市 (新潟県)	・旧町村の区域ごとに地域自治区を設置し、行政サービスの一部を地域自治区で担うとともに、地域住民による活発な協議等が進められるなど、都市内分権とコミュニティ振興が図られている。

高山市 (岐阜県)	・高山祭りや歴史的町並みのある旧高山市地域に加え、旧上宝村地域の北アルプスや奥飛騨温泉などが加わったことから、都市部と農村部とを結ぶ滞在・周遊型の観光戦略を打ち出し、「飛騨高山」ブランドの確立を目指す。
みなべ町 (和歌山県)	・合併により梅の生産量日本一となったことから、特産品である「南高梅」のブランドを中心に日本一の「梅の町」としてアピールできるようになった。
浜田市 (島根県)	・合併時に地域振興基金を設置し、その運用益を旧市町村単位での事業に活用している。
下関市 (山口県)	・旧豊北町で水揚げされるイカについて、ブランド化推進協議会を設立してPRしている。
東かがわ市 旧引田町地区 (香川県)	・旧引田町地区の古い町並みを保存・活用したまちづくりを目指して、古くから醤油・酒造業で栄えてきた同地区の古屋敷を取得・改築、歴史的な町並み景観を活用した観光交流拠点施設としてリニューアルオープンした。
佐伯市 (大分県)	・各振興局（旧町村単位で設置）に振興局長の裁量で、地域の実情に応じて実施できるソフト事業の予算措置をした。（各 300 万円） なお、大分県内 12 合併市のうち 8 市で、各支所等（旧町村単位で設置）の支所長の裁量で、地域の実情に応じて執行できる予算が措置されている。
宮崎市 (宮崎県)	・地域住民主体の地域づくり体制を支援するため、各地域自治区の地域協議会に「地域コーディネーター」を配置する。また、地域の魅力アップに繋がる活動を実施している団体に財政的支援を行う。

- また、旧市町村役場の空きスペースを住民が利用できるようにしたり、地域自治区等を設置している市町村においては、そこでの取組によって住民による自立的なまちづくりの推進なども行われている。

#### 旧市町村役場の空きスペースの活用状況

選択肢（複数回答式）	回答数	構成比
住民用の集会スペース（生涯学習センター、市民サロン等）	65	11.6%
会議室	287	51.4%
図書室、行政資料閲覧コーナー	45	8.1%
書庫	179	32.1%
博物館、美術館等	12	2.2%
NPO 活動、放課後児童健全育成事業等	18	3.2%
シルバー人材センターの事務所等	32	5.7%
職員研修施設	5	0.9%

#### 特徴的な取組事例

横手市 (秋田県)	・住民が主体的な地域づくりや自治活動を実践するため、平成 18 年度に市全体に概ね小学校区域単位で 36 の「地区会議」を設置した。 ・この会議を地区住民に理解していただくため、地域に住む職員が地域とのパイプ役となり一緒になって行動することが重要である等との考えから、職員に「地区担当職員制度」を周知徹底し、地区会議を支援する。
上越市 (新潟県)	・旧町村役場や公民館などを転用して、地域住民が集まり、活動する場である「コミュニティプラザ」を整備し、ここに地域自治区の事務所を置き、住民と行政との協働を進めやすい環境整備を進めている。また、コミュニティプラザの管理・運営を住民組織等に委ねることにより、住民の公的分野への参画による自主的・自立的な地域づくりを目指している。

【まとめ】

- 周辺部の旧市町村地域の振興のための取組が、多様な形で進められている。
- また、合併を契機に、住民自らが地域振興を行う新たな仕組が構築され、自立的な地域の活性化が進んだとも考えられる。
- 今後とも、住民自らによる自主的・主体的な取組を促進していくための仕組づくりを、各地域の特性に応じて行っていくことが必要と考えられる。

## 1 (2) 地域の伝統・文化・歴史等の保存・継承、旧地名の保存

一般的に、「合併に伴い、旧市町村地域の伝統・文化などが失われるのではないかと」言われることがある。(1)の旧市町村地域の振興策とも関連するが、合併後においても旧市町村地域のアイデンティティを維持し、住民の当該地域に対する愛着や誇りを守っていくためにも、合併市町村における地域の伝統・文化等の保存・継承に向けた取組は非常に重要である。

また、「市町村合併に伴い、地域の由緒ある地名や歴史的な地名が失われてしまうのではないかと」といった懸念が示されることがある。

合併市町村における地域の伝統文化等の保存・継承及び旧地名の保存等の取組の実態を見ていく。

### 【 合併市町村の取組状況 】

#### ■ 地域の伝統文化の保存・継承に関する事業の実施、支援の取組

- 多くの団体で、地域の伝統・文化等の保存や伝統ある祭り等の継承、これらの活動を行う団体などへの支援に取り組んでいる。また、伝統・文化等に関する調査研究、伝統・文化を継承する人材の育成、伝統・文化に関する学習の機会の創出に関連する取組を行っている例（遺跡発掘調査や、古文書のデータベース化など）も多い。

※特徴的な取組事例

洋野町 (岩手県)	・町民の連帯の強化や協働によるまちづくりを推進し、地域活動の振興を図るため「洋野町みんなのまちづくり支援事業」を創設。町内会や各種団体などの地域づくりのための活動に補助金を交付し、活動を支援している。
おおい町 (福井県)	・郷土史料館特別展を開催したほか、町内遺跡等写真資料デジタルデータベース化事業（遺構・遺物・1960～1970年町内風景写真等の解説付DVD化）を進めている。
塩尻市 (長野県)	・伝統工芸品の産地指定を受けていた漆工町「木曾平沢」について、文化的景観の保護という観点から、国の重要伝統的建造物群保存地区に選定を受けるなど、地場産業の振興に対する支援の充実を図っている。
各務原市 (岐阜県)	・これまで埋蔵文化財に関する調査がほとんど行われていなかった旧川島町地区について、埋蔵文化財の分布を確認するための詳細分布調査を実施し、埋蔵文化財の保護を図っている。
岡崎市 (愛知県)	・新たに自然共生課を設置して、自主的な地域活動により地域の自然保護や伝統文化の継承を行っているところを「森の駅」として位置づけ、地域交流を促す事業を実施している。
津市 (三重県)	・地域活動振興予算として、合併前の旧市町村単位で長年培われてきた独自の風土や創意工夫を活かし、地域の特性に応じた事業を実施できるよう予算措置し、旧市町村の地域で実施されてきた伝統文化事業などに対し、事業費補助等を行っている。
岩国市 (山口県)	・旧町村部に教育委員会支所を設置し、引き続き地域の文化活動等に対する支援等を行っている。
豊後高田市 (大分県)	・合併により消滅した「真玉」の地名を地元有志により組織した「真玉歌舞伎保存会」により引き継ぐとともに、活動に対する財政的支援を実施している。

## ■ 合併前の旧地名の保存のための取組

- 合併前の旧地名の保存のため、町・字名、地域自治区等の区名等として旧地名を残すなど、様々な形で保存の取組が行われている。

選択肢（複数回答式）	回答数	構成比
旧市町村の名称や由緒ある地名を、町・字名、地域自治組織の区名等として残す	344	61.6%
旧市町村の名称や由緒ある地名を、公共施設の名称等として残す	188	33.7%
旧市町村の名称や由緒ある地名を冠した民間団体を存続させている	70	12.5%

### ※特徴的な取組事例

地域自治組織の活用事例について、48ページ以降を参照

### その他取組事例

富岡市 (群馬県)	・「妙義の地名」を発行し、旧妙義町の全戸に配布した。
神石高原町 (広島県)	・「とよまつむら」の10年間の商標登録を行った。 (合併により、広島県に村が1つも無くなってしまふことに対して、旧村名を商標登録して今後の地域興しに利用していこうと考えたもの。旧豊松村で予算を付け、登録の手続きは合併後の神石高原町が引き継いだ。商標を利用した今後の取組については、検討中。)
美波町 (徳島県)	・旧町等のメインイベント等はなるべく名称の変更等が無いようにしている。
大分市 (大分県)	・「関アジ・関サバ」で有名な佐賀関町は大分市に編入合併された結果、「佐賀関」の地名が消滅したが、地域住民の強い要望により、合併後1年3ヶ月経過して「大字佐賀関」として地名が復活した。

## 【まとめ】

- 合併後、旧市町村地域の文化・伝統・歴史等を保存・継承するための様々な取組が行われており、合併によって、こうした取組にスポットライトが当たっていると考えられる。
- 文化・伝統・歴史等を将来に受け継いでいくためには、保存・継承活動を地域の住民主体のコミュニティ活動やまちづくり活動等に組み込んでいくとともに、その支援をしっかりと行っていくことが必要であると考えられる。

## 1 (3) 地域コミュニティの振興

上記1 (1) とも関連して、一般的に、「合併に伴い、地域のコミュニティが衰退してしまうのではないかと」言われることがある。合併市町村における地域のコミュニティ活動への支援等の取組の実態を見ていく。

### 【 合併市町村の取組状況 】

- 前掲 (1) において示したとおり、合併後の地域振興に際し、地域コミュニティ関連の様々な施策に取り組んでいる団体は多い。

(前掲 (1) で示した取組状況のうち、関連部分を抜粋して再掲)

選択肢 (複数回答式)	回答数	構成比
地域のコミュニティ活動を行う団体 (自治会、町内会など) への支援	345	61.8%
地域審議会、地域自治区又は合併特別区の活用	253	45.3%
法律に基づかない独自のコミュニティ組織の設置やコミュニティ自治の仕組の構築	100	17.9%

- このうち、上表中「法律に基づかない独自のコミュニティ組織の設置やコミュニティ自治の仕組の構築」の具体的な内容については、自治会の再編や、校区・旧市町村単位などでのコミュニティ自治組織の創設、また住民参加型のまちづくり委員会の設置など、様々な取組が行われている。

#### ※取組事例

宮古市 (岩手県)	・「地域創造基金」を活用し、地域による自主的な活動、イベント、自治会、地域づくり団体などの組織づくりや活動、地域文化の伝承などの事業への支援を行う。
久慈市 (岩手県)	・各地域が個性を発揮して活力ある地域社会を創出するために行う活動に対して補助金を交付する。
高山市 (岐阜県)	・支所地域の住民・団体等が自主的・主体的に取り組む地域づくり事業に対して補助金を交付する。
佐渡市 (新潟県)	・地域づくり活動や地域コミュニティ団体への補助を行う。
揖斐川町 (岐阜県)	・小学校区単位の団体や自治会等が行う、コミュニティの維持・再生、地域資源を活用した地域振興等に対して補助を行う。

※「法律に基づかない独自のコミュニティ組織の設置やコミュニティ自治の仕組の構築」に関する取組事例

#### 自治会の創設など

内子町 (愛媛県)	・従来の町長部局の行政区と教育委員会部局の公民館分館を統合した自治会制度を新設し、41自治会を設置。行政区は自治会の傘下に置いた。町からは、自治会運営補助金、行政事務委託料、自治会の地域づくり計画書に基づく地域づくり事業への補助を行っている。
--------------	---

#### 校区単位でのコミュニティ組織の創設

花巻市 (岩手県)	・市域を概ね26カ所 (小学校、旧町村単位) に区分し、それぞれに地域コミュニティ会議を設置し、権限や財源移譲を行うこととしている。
--------------	--

大仙市 (秋田県)	<ul style="list-style-type: none"> <li>「地域自治区」を設けているが、地方自治法上で定められた諮問機関としての役割以外の役割として、まちづくりに積極的に関与していくため、各地域に小学校単位で「地区コミュニティ会議」を立ち上げ、そこから提案された地域課題やまちづくり計画、自主イベント等について、地域協議会が意見調整を図る仕組づくりを提案している。</li> <li>地域協議会で調整の図られた事案については、地域の独自事業として「地域枠予算」等に対応していき、行政と住民との協働、新たな公共空間の創造を推進する。</li> </ul>
長浜市 (滋賀県)	<ul style="list-style-type: none"> <li>旧市町の枠組みのみならず、小学校区或いは公民館単位程度で地域自治組織の育成を図り、地域内での公共サービス活動を通じ、コミュニティの活性化を図っていくことを検討している。</li> </ul>
安芸高田市 (広島県)	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の課題を洗い出し、その解決に向け主体的に取り組むため、主に小学校区単位等を基本とした32の地域振興組織と、その連合組織として6の地域振興連合組織が発足。これら組織の活動に対し、市は、年間4,200万円の財政的な支援と、「地域振興推進員」による実践的な組織運営の指導・助言といった人的な支援を実施している。</li> <li>また、行政との情報の共有を図るため、旧6町単位の懇談会など対話の場を確保するとともに、まちづくり等に関する提言を行政に対して行う機能として、地域振興連合組織から選出されたメンバーで構成される「まちづくり委員会」を条例で設置している。</li> </ul>
宗像市 (福岡県)	<ul style="list-style-type: none"> <li>小学校区を基本として市域を12のコミュニティに区分し、各コミュニティの組織づくり、活動拠点整備を行うとともに、地域のコミュニティ活動やボランティア活動を担う人材の育成及び支援を行った。</li> </ul>
中津市 (大分県)	<ul style="list-style-type: none"> <li>旧町村地域の住民の声を市政に反映させ、きめ細かな行政サービスの提供を図るとともに、新中津市の一体的な発展及び地域活性化への中心的な役割を果たすことを目的として、各旧町村地域に地域振興協議会を設置した。</li> </ul>
薩摩川内市 (鹿児島県)	<ul style="list-style-type: none"> <li>小学校校区を単位とした地区コミュニティ協議会制度を導入し、本市48地区に地区コミュニティ協議会を設立するとともに、地区ごとに地区振興計画を作成した。</li> </ul>

#### 旧町村単位でのコミュニティ組織の創設（条例による地域づくり委員会など）

呉市 (広島県)	<ul style="list-style-type: none"> <li>各町地域単位で、住民福祉の向上やコミュニティ活動の促進など町地域のまちづくりに係る課題整理や振興事業の検討・調整・実施を目的として活動するまちづくり協議会を設置している。</li> <li>自主防災組織、交通安全推進協議会を設立している。</li> <li>合併により市域が広がり様々な観光資源が新たに加わったことを機に、地域間の問題を共有し、各自のレベルアップを図るとともに、観光資源の見直しや自発的な活動を仕掛け、導くことができる観光リーダーの育成を目的とした観光塾の取組を行っている。</li> </ul>
-------------	---

#### 住民参加型の委員会・連絡協議会の設置

大田市 (島根県)	<ul style="list-style-type: none"> <li>協働によるまちづくりを進めるため、市内を7つのブロックに分け各ブロック毎に推薦、公募の委員と市職員で構成されるまちづくり委員会を設置。政策課題や地域課題を調査、研究しその解決の実現に向け提言やまちづくり活動を行う。</li> </ul>
志布志市 (鹿児島県)	<ul style="list-style-type: none"> <li>市の振興及び市内各地域の均衡ある発展を図るため、住民自らがまちづくりの計画段階から市政に参加できる体制を整え、住民と行政が一体となった住民参画のまちづくりの推進するため各地域10名ずつの30名による「志布志市まちづくり委員会」を設置した。</li> </ul>

#### 行政側の支援体制づくり（専門部署の設置、職員派遣など）

栗原市 (宮城県)	<ul style="list-style-type: none"> <li>統一した地域コミュニティの形やそれらの地域コミュニティを主体に均しく地域振興を行うこととし、新たに、生活環境部市民課内に市民協働係を置き、専門的に検討を進めている。</li> </ul>
--------------	--

<p>横手市 (秋田県)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民が主体的な地域づくりや自治活動を実践するため、平成18年度に市全体に概ね小学校区域単位で36の「地区会議」を設置。</li> <li>・この会議を地区住民に理解していただくため、地域に住む職員が地域とのパイプ役となり一緒になって行動することが重要である等との考えから、職員に「地区担当職員制度」を周知徹底し、地区会議を支援。</li> </ul>
----------------------	---

※ なお、地域審議会、地域自治区、合併特例区については、5(1)～(4)を参照。

## 【まとめ】

- 多くの団体において、コミュニティ団体への支援や、新たな仕組づくりなどが行われており、合併によって、地域コミュニティの振興に積極的な取組が進められていることが見受けられる。
- また、合併を契機に、新たな組織を立ち上げたり、住民参加型のまちづくりにつながる仕組を構築するなど、地域コミュニティが強化されるような取組も見られる。
- 今後も、住民のコミュニティ活動の支援や、住民主体の活動を促すきっかけづくりにしっかりと取り組んでいくことが必要であると考えられる。
- また、地域コミュニティの振興のための有力な方策の一つでもある、地域自治組織の積極的な活用が期待される。(「5. 合併後の地域自治組織」参照)

## 2. 合併後の住民サービス

### 2 (1) 合併を契機とした住民サービスの充実

市町村合併によるメリットとして、一般的に住民サービスの充実が挙げられることが多い。一方で、「合併しても期待していたほど住民サービスが充実したという実感が無い」と言われることもある。合併市町村において、合併を契機とした住民サービス充実のため、実際にどのような取組が進められているかを見ていく。

また、一般的に、「合併により市町村の面積が拡大することとなり、そのために住民サービスが低下するのではないか」といった懸念が示されることがあるが、これに対応するため、合併市町村においてどのような対策が講じられているのかを見ていく。

#### 【 合併市町村の取組状況 】

##### ■ 住民サービスの充実の取組

- 8割近くの団体（430市町村）が、合併を契機として住民サービスの充実に取り組んでおり、具体的には、保健・医療・福祉関連サービスの充実や、公共インフラの整備・充実等が多く見られる。また、合併前の一部の市町村で行われていたサービスを新市町村の全域に拡大することで住民サービスの充実が図られた事例も見られる。

##### ※特徴的な取組事例

栗原市 旧花山村地区 (宮城県)	・旧村では財政上の理由でできなかった給食サービスを、合併後、他地域と同様に導入した。
西東京市 (東京都)	・交通空白地域の解消と公共施設へのアクセスの利便性を図り、市民の交流を促進するため、コミュニティバス（はなバス）を現在5路線運行している。（全区間均一料金100円）
新潟市 (新潟県)	・合併後、旧市町村界を越えて、空きのある保育所を利用することが可能になった。
上越市 (新潟県)	・公共施設の耐震診断を当初計画より前倒しして実施。また、新たに町内会集会所の耐震性や安全性を確保するための耐震診断や耐震補強工事に対する補助制度を創設した。公共施設のアスベスト対策については、国の補助事業に先立ち、市独自で取り組んだ。
南部町 (山梨県)	・旧富沢町の万沢地区では、数年前から無医地区となっており、住民からも診療所の建設要望があったが、財政的にも厳しく要望に応えることが出来なかった。しかし、合併した事により、合併特例債等を充当し、診療所を建てる事ができ、サービスの充実を図っている。
郡上市 (岐阜県)	・旧町村ごとの図書館の蔵書、利用者情報を一元管理するシステムを整備し、インターネットによる蔵書検索、貸し出し予約等のサービスを提供している。
浜松市 (静岡県)	・合併により一部の市町村で行われていたサービスが全市に拡大した。 *高齢者、障害者に対するバス・電車共通券、タクシー利用券の交付

	<ul style="list-style-type: none"> <li>*林業振興を図るため地域材利用した新築住宅への助成事業</li> <li>*なかよし館整備事業など</li> <li>*保育園への入園基準への統一（全市域での入園が可能となった。）</li> </ul> など
吉備中央町 (岡山県)	・非常備消防や消防署がなかった町内に新たな消防署を整備することで、救急医療体制・消防防災体制が充実・強化された。
広島県・県内市町	・広島県において、合併の進展を踏まえ、市町への積極的な権限移譲を実施したことにより、例えば、市役所でのパスポートの申請と受取が可能になった。
光市 (山口県)	・大和地域の図書機能を充実するため市立図書館分室を開設。蔵書が増え、またオンラインによる図書館と図書館分室の相互の蔵書の検索・予約及び貸出・返却が可能となり、利便性が向上した。
新居浜市 旧別子山村地区 (愛媛県)	・無医村であった別子山地区に約30年ぶりに診療所を開設した。
臼杵市 (大分県)	・情報格差是正、難視聴地域解消を目的に市内全域にケーブルテレビネットワーク網を整備した。

## ■ 合併によって面積が拡大した場合におけるサービス低下への対策

- 合併による面積が拡大し、利便性が悪くなったなどのサービス低下が生じないよう、「ICTの活用」や「窓口機能の広域的な配置」、「コミュニティバスの運行」、「郵便局との連携」などの多様な対応方策を講じている。

### ※特徴的な取組事例

#### ICTの活用

釧路市 (北海道)	・現在、地域イントラネットにより、本庁、各行政センター、支所、学校やその他公共施設が結ばれており、住民サービスの迅速化を図っているほか、将来的には電子決済システムの導入を図り、事務の効率化を予定している。
日高町 (北海道)	・議会中継システムを導入し、支所となった地域住民の不便解消に努めている。
大船渡市 (岩手県)	・インターネットを利用した公共施設の予約、確認等が可能になった。
小鹿野町 (埼玉県)	・電子申請システムを導入し、役場窓口に出向かなくても一定の手続きができるようにした。
北杜市 (山梨県)	・合併に伴って、旧町村役場に住民票の写し等の自動交付機を導入し、行政サービスの維持・向上と効率化を両立が図られた。

#### 窓口機能の広域的な配置

八戸市 (青森県)	・合併前の旧村の地域を範囲とする地域自治区を設置し、区役所には管理部門以外の住民窓口等を合併前と同様に開設している。
大館市 (秋田県)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各地域における市民と直結した事務（サービス）を担うため、各総合支所に5課を設置している。</li> <li>・各総合支所に分庁した「上下水道部」、「教育委員会」について、住民の利便性確保のため、当該庁舎以外の庁舎に、現地事務所を設置している。</li> </ul>
大分県内 9合併市	・新市中心部に設置される地域包括支援センターを補完するものとして、旧町村部の高齢者をはじめとする住民の日常生活から生じるニーズや不安をワンストップで相談できる「地域総合相談支援センター」を設置した。

#### コミュニティバスの運行

外ヶ浜町 (青森県)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・飛び地である三厩地区から本庁のある蟹田地区まで町営バスを運行している。</li> <li>・本庁・支所及び出先機関間を結ぶネットワークを整備し、連絡事項等は電子メールやグループウェアを使って迅速性と効率性を高めるようにしている。</li> </ul>
---------------	---

野田市 (千葉県)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・旧市町役場や新市の公共施設を結ぶコミュニティバスを運行している。</li> <li>・緊急車両の到着が5分以上かかる旧関宿町北部地区に消防署の出張所を新設した。</li> <li>・旧関宿町において庁内ネットワークの未整備であった公共施設に光ファイバーを接続し、庁内の情報化を推進した。</li> </ul>
由布市 (大分県)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・合併した3町を縦断する国道を運行するコミュニティバスの実証運行を開始</li> </ul>
杵築市 (大分県)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・合併した3市町村の庁舎を巡回するコミュニティバスの実証運行を開始</li> </ul>
郵便局との連携	
北斗市 (北海道)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定事務取扱法に基づく証明書の交付請求に係る受付と引渡し事務について、旧大野町内の2郵便局を加えて取り扱うこととした。</li> <li>・意思決定の遅れがないよう、総合分庁舎に参与(特別職)を配置した。</li> </ul>
豊後高田市 (大分県)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定事務取扱法に基づく証明書の交付請求に係る受付と引渡し事務について、市内の10の郵便局で取り扱えるようにした。</li> <li>・休日でも住民票の交付が受けられるよう自動交付システムを整備した。</li> </ul>
その他	
東松島市 (宮城県)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・庁舎間の文書等のやり取りを1日2回程度行う人的な連絡体制をとっている。</li> </ul>

## 【まとめ】

- 多くの市町村で、合併を契機に住民サービスの充実に取り組んでいる。
- また、合併を契機として、合併がなければ実現が容易でなかったと考えられる保健・医療・福祉関連サービスの充実や、公共インフラの整備・充実を図る例が多く見られる。
- これらのことは、合併により行財政基盤が強化された効果が発現してきていることによるものと考えられる。
- また、市町村の面積の拡大により、住民サービスの低下が生じないよう、ICTの活用等の様々な取組が行われており、サービスの維持・向上が図られている。

## 2(2) 旧市町村役場で新たに事務処理を行うことによる住民サービスの向上等

合併に伴い、旧市町村の区域における住民サービスの確保等の観点から、旧市町村役場を分庁舎や支所等として位置付けている場合が多い。このような場合において、更なる住民サービスの向上のため、新たな取組が行われているのか、行われている場合にはその内容はどのようなものかを見ていく。

### 【 合併市町村の取組状況 】

- 支所等において、更なる住民サービスの向上等の観点から、合併後に新たに支所等の機能を充実させた団体は延べ213市町村にのぼっている。
- 「部署横断的な窓口、相談機能を追加」をはじめ、各市町村で地域のニーズに合わせた様々な見直しが行われている。

選択肢（複数回答式）	回答数	構成比
保健福祉に係る相談、企画機能	29	5.2%
商工振興に係る相談、企画機能	9	1.6%
農林水産業振興に係る相談、企画機能	8	1.4%
住民参加、協働に係る相談、企画機能	32	5.7%
部署横断的な窓口、相談機能	95	17.0%
その他 例) 特別職分室、観光担当機能など	40	7.2%

### 【 まとめ 】

- 住民に身近なところに位置する支所等において、合併後に、部署横断的な機能や企画機能など、地域の実情にあったサービスを提供するための組織・機能を置くことにより、サービスの維持・充実が図られている。
- なお、行財政改革の一環として、支所機能等の見直しにより、人員の削減等が行われる場合もあるが、住民の実質的な利便性を損なわないような工夫が必要であると考えられる。

## 2 (3) 合併による住民サービス向上等のための組織・機構の充実

一般的に、「合併しても住民にメリットはないのではないか」と言われることがある。合併後に住民サービスの向上等を図る上で、合併前には対応できなかった分野を所管する専門部署の設置など、住民サービスの向上につながるような組織・機構を充実させることが考えられる。このような組織・機構の充実化としてどのような取組が行われているかを見ていく。

### 【合併市町村の取組状況】

- 合併によって、組織が専門化したり、人員が増員したりすることで、庁内の体制が充実したとする団体は9割弱の団体（474市町村）にのぼっている。
- 合併により充実した部署は、「企画財政・総務分野」、「保健・福祉分野」、「産業振興分野」などの分野で特に多くなっているが、多岐にわたっている。

集計結果【充実した部・課・係の分野】（複数回答式）

分野	回答数	構成比
保健・福祉分野	219	39.2%
教育文化分野	131	23.5%
男女共同参画、人権分野	91	16.3%
産業振興分野	182	32.6%
環境・衛生分野	107	19.2%
都市計画・建設分野	130	23.3%
住民協働分野	92	16.5%
企画財政・総務分野	311	55.7%

### ※特徴的な取組事例

#### 保健・福祉分野

市町村名	充実・専門化された部課室名	内容等
亀山市 (三重県)	子ども総合支援室	・育児・保健・教育環境の充実を総合的に支援・連携するためのキーステーションとして「子ども総合支援室」を設置し、より専門的なサービスを充実した。
湯梨浜町 (鳥取県)	子育て支援課	・合併前は、住民担当課で子育て支援を担当していたが、合併後は課レベルに格上げし、子育て支援課を設置した。
豊後大野市 (大分県)	生活支援課、健康増進室、高齢者福祉係、介護保険係、障害福祉係、子育て支援係、健康推進係	・合併前は小さい町村であり、1係分を1職員が担当していたため細分化していなかった。以前の担当が～係となり、～係が～課、～課が～部になるといったように全係対象に充実・専門化を図った。

#### 教育・文化分野

市町村名	充実・専門化された部課室名	内容等
塩尻市 (長野県)	子ども教育部	・乳幼児から青年期までの成長に応じた支援、教育を一括して担当するため部を新設した。

大山町 (鳥取県)	幼児教育課、 教育研究所	・小学校入学前の幼児に対する教育を充実させるため、幼児教育課を新設。また、地域の歴史の研究、学校で使用する郷土資料を活かした教材の作成、教員や保育士の指導を行うため教育研究所を新設した。
--------------	-----------------	---

#### 産業振興分野

市町村名	充実・専門化された部課室名	内容等
島田市 (静岡県)	お茶がんばる課	・新市の主要課題に掲げるお茶の素材を最大限に活かす地域振興を推進するための課の新設した。
小豆島町 (香川県)	オリーブ係、 オリーブ生産係	・地域の素材である「オリーブ」を知的観光の推進をはじめとした合併後の地域振興に活かすため、商工観光課内にオリーブ係を、農林水産課内にオリーブ生産係を新設した。
大分市 (大分県)	佐賀関水産振興室	・関あじ・関さばで有名な佐賀関地域の水産振興・団体育成・施設管理を専門的に行う部署を設置した。
中津市 (大分県)	林政課	・編入された町村の林業振興を図るために課を新設した。

#### 住民協働分野

市町村名	充実・専門化された部課室名	内容等
土浦市 (茨城県)	スピード対応室	・編入された地区について、広報相談、スピード対応業務を実施するため増員した。
宇部市 (山口県)	コミュニティ推進室	・地域コミュニティの推進に特化した「地域コミュニティ推進室(課相当)」をこれまでの市民活動課から独立させて新設した。

#### 【まとめ】

- 高度な政策形成能力やきめ細やかで専門的な知識が必要とされる分野について、合併前には十分には対応できなかったが、合併により、こうした分野を所管する部署の充実が図られている。
- このことは、合併により行財政基盤が強化された効果が発現してきていることによるものと考えられる。

## 2（4）合併による住民サービス水準の維持

一般的に、「合併しなくとも、現状の住民サービスを維持することができるのではないか」、「合併していなくとも、住民サービスの維持はできたのではないか」と言われることもある。合併市町村において、合併したことにより現状の住民サービスを維持できたとする団体はないのか、合併によって維持できた場合にはそのサービスの内容とはどのようなものかを見ていく。

### 【合併市町村の取組状況】

- 全体の34%の団体（192市町村）が、合併したことによって、現状の住民サービスを維持することができたと考えている。
- 具体的な内容としては、保健・医療・福祉関連分野、公共施設・インフラの整備や維持、使用料・手数料について現状維持が図られたとする事例などが多い。

集計結果【住民サービスの水準を維持することができた事例】（自由記述式）

分類	回答数	構成比
保健、福祉、医療関連	44	22.9%
公共施設・インフラの整備・維持	47	24.5%
使用料・手数料等の現状維持等	65	33.9%
各種団体への補助金等	34	17.7%
ごみ処理、衛生関連	11	5.7%
教育関連	6	3.1%
産業振興	10	5.2%
サービス全般	23	12.0%

※構成比は、回答のあった192市町村に対する比率

#### ※特徴的な取組事例

（注 各団体とも複数の施策分野にわたる内容が記載されているが、主要な施策分野で便宜的に振り分けている）

#### 保健、福祉、医療関連

石狩市 （北海道）	・へき地保育所の運営、スキー場の運営
二戸市 （岩手県）	・国民健康保険税の税負担の増の回避 ・国民健康保険診療所のサービスの維持
豊岡市 （兵庫県）	・過疎タクシーの維持 ・介護保険料の維持

#### 公共施設・インフラの整備・維持

十和田市 （青森県）	・上水道、小中学校など公共施設の維持補修
中泊町 （青森県）	・冬季間の行き届いた除排雪や、道路や公共施設等の行き届いた維持管理などのサービスの維持
石岡市 （茨城県）	・教育施設の整備、道路の新設及び維持管理
さくら市 （栃木県）	・道路整備を中心とした生活基盤整備

高崎市 (群馬県)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小学校の分離校・新設校の設置や大規模改修、図書館や公民館、生涯学習センターの建設など、実現が難しかった事業が新市建設計画に位置付けられることになった。</li> <li>・国民健康保険や介護保険など、規模の小さな団体では安定的な運営が厳しい状況であったが、合併により、サービス水準を安定的に維持できるようになった。</li> <li>・各種団体等への補助金について、合併により大幅な減額や廃止をしない対応ができています。</li> </ul>
柏市 (千葉県)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・将来的にバスの運行本数の減少あるいは路線の廃止が予想された地域において、今までの2路線を1路線に統合するために、バスの通行が可能な道路整備を実施したことにより、バス路線を維持している。</li> </ul>
千曲市 (長野県)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活関連道路、河川等の整備</li> </ul>
新温泉町 (兵庫県)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・投資事業（道路新設・改良等）の継続実施</li> <li>・学校耐震診断、耐震補強工事の実施など教育環境の整備</li> <li>・地域コミュニティ施設の改修、改善</li> </ul>

#### 使用料・手数料等の現状維持等

平川市 (青森県)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各種団体（イベント実行委員会も含む）への補助金等の交付</li> <li>・使用料・手数料の維持（合併しなければ料金の値上げが不可避である）</li> <li>・放課後児童対策事業（児童館の運営）や子育て対策事業（第三子以降の子に対する助成金の交付等）の継続</li> </ul>
田村市 (福島県)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水道料の据え置き</li> <li>・各施設利用料の据え置き</li> <li>・各種窓口手数料の据え置き</li> <li>・保育所、幼稚園の保育料入園料の無料化</li> </ul>
宝達志水町 (石川県)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上水道・下水道料金</li> <li>・農業基盤整備事業や道路などの社会基盤整備事業の実施</li> <li>・各種福祉施策の実施</li> </ul>
身延町 (山梨県)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各種使用料、利用料、手数料等の水準</li> <li>・地域コミュニティの活力のための各種団体等への助成</li> </ul>

#### 各種団体への補助金等

阿賀町 (新潟県)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各種団体への補助金</li> </ul>
雲仙市 (長崎県)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町単独による助成事業（イベント事業等）</li> </ul>

#### その他

横手市 (秋田県)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員賞与をカットしなければ予算を組めないほど、財政的に厳しい自治体があった。しかし合併により、現在では他の旧市町村とサービス格差がない状態となっている。</li> </ul>
二本松市 (福島県)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・4市町いずれも財政状況が厳しさを増す中、将来的には各種サービス水準の引き下げの検討をせざるを得ない状況であったと思われる。</li> </ul>

## 【まとめ】

- 多額の経費を要し、また今後さらに市町村の財政負担、住民負担が増加すると考えられる分野において、合併により強化された行財政基盤を活用して、住民サービスを維持することができたものと考えられ、大きな合併効果が発現しているものと考えられる。

## 2（5）合併を契機とした適切なサービス水準・住民負担の検討

一般的に、「合併によって、逆に住民サービスの水準が低下するのではないか」、「合併によって、住民負担が重くなるのではないか」と言われることがある。実際に合併市町村においてこのような事態が発生しているのか。また、住民サービスの水準や住民負担のあり方についてどのような考えの下で、どのような整理がなされているのか、さらに、合併したことによって住民負担の水準を引き上げずに済んだような事例はあるかを見ていく。

### 【 合併市町村の取組状況 】

#### ■ 基本的考え方

- 合併関係市町村間においては、住民サービスの水準や住民負担の内容・金額等は様々である。合併協議会等における合併時の事務事業調整、あるいは合併後において、地域における受益と負担との関係のあり方についての議論が行われ、所要の見直しが行われることとなる。
- その際、各地域の地域特性や、過去の経緯、また、合併後の将来像、また財政状況、公平性（受益と負担の適正化）などを総合的に勘案し、各サービス・負担ごとに、充実させるもの、維持するもの、削減・廃止するもの、新たに設けるものなどが決定されることとなる。
- 合併に伴い、使用料・手数料等の水準をどのような考え方をもとに整理したのかを見てみると、「合併前と同レベルのサービスを効率的に実施し、使用料・手数料等の増額は原則行わない」、「合併を契機として、サービスと負担の水準の適正化を図り、必要に応じ使用料・手数料等を引き上げることもある」、「関係市町村のうち、基準とする市町村を選び、原則としてその市町村の使用料・手数料等に統一する」が、それぞれ3割ずつで均衡している。

分類	回答数	構成比
合併前と同レベルのサービスを効率的に実施し、使用料・手数料等の増額は原則行わないことを基本とした。	152	27.2%
合併を契機として、サービスと負担の水準の適正化を図り、必要に応じ使用料・手数料等を引き上げることもあることとした。	156	28.0%
関係市町村のうち、基準とする市町村を選び、原則としてその市町村の使用料・手数料等に統一することとした。	169	30.3%

#### ■ サービス内容の見直し

- 合併を契機として充実したサービスについては、前掲2（1）で述べたとおり、保健・医療・福祉関連サービスの充実や、公共インフラの整備・充実など、多岐にわたっている。これらは、住民の利便性向上の観点から、合併による行財政基盤の強化などを背景に取り組みされたものと思われる。
- 一方、削減・廃止されたサービスとしては、個人や団体に対する助成金などが多く、中でも、祝い金（敬老、結婚、出産）の削減・廃止事例が多い。その他、合併以前より、ニーズが低かったと考えられるサービス（例：開庁

時間の延長)を廃止する事例なども見られる。

- これらは、公平性の観点や、行財政改革の観点などから取り組まれたものと思われ、合併市町村の行財政運営の健全性の向上に資するものであると考えられる。

## ■ 住民負担の見直し

- 合併を契機に住民負担(使用料・手数料)の見直しを行うにあたり、住民負担が一部低下したと回答した市町村は、全体の69%であった。その内容としては、公共施設の使用料、上下水道料金等が比較的多い傾向にある。
- 一方、一部上がったと回答した市町村は、全体の82%であった。その内容としては、「低下した」という回答と同様に公共施設の使用料、上下水道料金が比較的多い傾向にある。
- このように、住民負担が低下したものの、上昇したものが同程度となっている。これは、合併を機に、公平性の観点や行財政改革の観点なども含んだ総合的な観点から見直しが行われた結果と考えられる。

ただし、負担の低下・上昇とも、市町村合併との直接的な因果関係が明確ではないものも多く含まれていると考えられることに十分留意する必要がある。例えば、介護保険料については合併の時期と3か年ごとに行う介護保険計画の見直しの時期とが重なったこと、また、国民健康保険料(税)については合併の時期と国の税制改正等の時期が重なったことにより、外形的には合併前後で介護保険料や国民健康保険料(税)が上昇したように見られる場合が大半である。

※集計結果 【引き上げた・引き下げた使用料・手数料の項目】(複数回答)

使用料・手数料等の項目	引き上げた市町村数	引き下げた市町村数
上水道	122	143
下水道	83	86
一般廃棄物処理	76	70
し尿処理	26	30
公共施設の使用料	171	163
その他 (各種証明書発行・申請手数料、健診費用など)	89	68

※同じ項目について「引上げ」「引下げ」双方を選択した市町村も多い。これは、手数料の額が段階を分けて設定されているものも多いため、見直した結果、ある段階では引き下げられ、ある段階では引き上げられた場合もあることを意味する。

※なお、介護保険料及び国民健康保険料(税)については、前述のように市町村合併によらないものが多くを占めるものと考えられることから、上表には含めていない。

## 【まとめ】

- 合併を契機に、地域の状況に見合った、受益と負担の在り方の真摯な議論がなされ、サービスと負担の水準の適正化が図られることが重要である(=合併の効果の一つである)。
- 削減・廃止等が行われるサービスについては、個人や団体に対する助

成金などが中心であり、合併を契機に行財政改革や公平性の視点から適正化が行われたものと考えられる。

- 住民負担については、合併によって「低下した」とする回答も多い。利用者の属性や利用量などによって料金が異なるものも多く、合併を契機に見直しを行うことによって、負担が上下する住民があるものの、結果として適正化が図られることにつながっていると考えられる。
- サービスや負担については、例えばある助成を見直し、これまでよりも支給対象を拡げ、一件あたりの助成額を削減した場合においては、ある住民にとっては「低下した」と受け止められるが、別の住民にとっては「向上した」と受け止められることも考えられるなど、一概に「向上した」「低下した」とは評価できない。
- 全ての旧市町村の全ての住民にとって、全ての負担が下がる、全てのサービスが充実する、ということは現実的ではなく、受益と負担の関係の適正化などの視点も踏まえ、見直しが行われることから、見直しの目的や理由、それによって生み出される効果について、住民に対し広く説明を行っていくことが必要であると考えられる。
- なお、負担の増減について、合併との直接的な因果関係が明確ではないにもかかわらず、偶然に合併の時期とその増減の時期が重なったため、合併による影響と誤解している場合が見られることから、住民への説明を十分に行う必要があると考えられる。

### 3. 合併後の組織・機構、人事管理

#### 3（1）旧市町村役場の活用

市町村合併に伴い本庁でなくなった旧市町村の庁舎が、合併後にどのような機能を担っているのか、また、本庁機能が移転したことにより旧市町村役場内に空きスペースが生じた場合、その有効活用策を検討している団体が少なくないが、どのような用途に利用しているのかを見ていく。

#### 【 合併市町村の取組状況 】

##### ■ 旧市町村役場の合併後の機能

- 旧市町村の庁舎について、いわゆる「総合支所方式」による機能を持たせている団体が半数近く、いわゆる「分庁方式」による機能を持たせている団体が3割強となっており、これら2つを合わせると約80%となる。

選択肢（択一式）	回答数	構成比
分庁方式	186	33.3%
総合支所方式	262	47.0%
窓口サービス中心の支所方式	68	12.2%
出張所方式	7	1.3%
その他	35	6.3%
上記4方式が複合した方式	15	2.7%
区役所として使用	4	2.7%
その他方式	15	0.7%

※分庁方式：新市町村の役場機能を、部課単位で分割して旧役場に配置する方式。

なお、この場合、分庁舎には支所機能を併設している場合も含む。

※総合支所方式：管理部門を本庁に統合し、事業実施部局などの部局は各支所（旧市町村役場）に残す方式

※窓口サービス中心の支所方式：旧市町村役場には主として窓口サービスのみを残す方式。実質的には出張所に近いが、名称として「支所」等の名称を用いる。

※出張所方式：旧市町村役場を主として窓口サービスのみを行う出張所とする方式。

##### ※「分庁方式」の具体的内容の例

仙北市 (秋田県)	田沢湖庁舎：総務部、議会事務局、監査委員事務局、選挙管理委員会事務局、会計課 角館庁舎：市民福祉部、教育委員会事務局 西木庁舎：産業観光部、建設部、福祉事務所
米原市 (滋賀県)	旧米原町役場(現米原庁舎)：政策推進部、総務部、都市整備部、自治センター 旧山東町役場(現山東庁舎)：健康福祉部、教育委員会、議会事務局、自治センター 旧伊吹町役場(現伊吹庁舎)：経済環境部、自治センター 旧近江町役場(現近江庁舎)：市民部、土木部、自治センター
うるま市 (沖縄県)	旧具志川市庁舎：企画部、総務部、市民部、福祉部、議会 旧石川市庁舎：経済部、都市計画部 旧勝連町庁舎：教育委員会 旧与那城町庁舎：建設部
由布市 (大分県)	狭間庁舎：議会事務局・産業建設部等 庄内庁舎：市長・総務部等 湯布院庁舎：商工観光部・教育委員会等

- なお、支所長の権限を充実させたり、定期的に本庁職員が支所等に出向き、受付事務等の手続きを行うなど、支所等の機能向上に向けた工夫を行っている事例も見られた。

大分県内 12 合併市	・大分県内の12合併市すべてで緊急時には支所長等が避難勧告・指示を行えるようにした。また、支所長等の権限で執行できる予算を8市で措置した。  ※参考資料「大分県における合併市町村の支所等の体制等一覧」参照
----------------	--

- 他方、合併後年数を経過している団体では、総合支所方式から分庁方式や支所方式への移行など支所・出張所等の見直しに取り組む傾向も見られる。

選択肢（複数回答式）	全体		※参考 合併後2年以上経過		合併後2年未満	
	回答数	構成比	回答数	構成比	回答数	構成比
見直しを行っていない	495	88.7%	35	66.0%	460	91.1%
見直しを行った	63	11.3%	18	34.0%	45	8.9%

### ■ 旧市町村役場の庁舎部分の空きスペースの活用状況

- 旧市町村役場の庁舎部分の空きスペースについては、会議室として利用している団体が多い。また、書庫としての活用事例も多い。
- その他、住民用スペース、図書館、公共的団体等の事務所としての貸与など、住民の活動の拠点として活用されている。

集計結果（複数回答式）

選択肢	回答数	構成比
住民用の集会スペース（生涯学習センター、市民サロン等）	65	11.6%
会議室	287	51.4%
図書室、行政資料閲覧コーナー	45	8.1%
書庫	179	32.1%
博物館、美術館等	12	2.2%
NPO 活動、放課後児童健全育成事業等	18	3.2%
シルバー人材センターの事務所等	32	5.7%
職員研修施設	5	0.9%

※「その他」の具体的内容の例

伊達市 （北海道）	・指定金融機関の営業所を設置
盛岡市 （岩手県）	・区画整理組合事務所として貸与
取手市 （茨城県）	・子育て支援センターや高齢者の憩いの場となるげんきサロンとして使用
倉敷市 （岡山県）	・防災用備品の格納場所として利用
山鹿市 （熊本県）	・介護保険認定審査会場及び事務所

## ■ 旧市町村役場の議会議場部分の空きスペースの活用状況

- 旧市町村役場の議会議場部分の空きスペースについては、構造がやや特殊なこと（高い、広い）から、活用方策が決まっていないとする市町村が4割と多くなっている。
- 利用されている場合は、会議室、書庫としての利用が多く、また、その構造の特殊性を活かせるミニホールやスタジオ等として活用されている事例も、少数ながら見られる。

選択肢（複数回答式）	回答数	構成比
移動議会の開催場所、議会中継の放映場所等	6	1.1%
住民用の集会スペース（生涯学習センター、市民サロン等）	24	4.3%
会議室	194	34.8%
書庫	129	23.1%
ミニホール（コンサート、演劇等に活用）	16	2.9%
職員研修施設	6	1.1%
その他	64	11.5%
活用方策が決まっていない	223	40.0%

※「その他」の具体的内容の例

鴨川市 （千葉県）	・旧町の町章、町旗、制服、歴代町長及び議長の肖像画等々旧町ゆかりの備品類を展示する資料室として使用
魚沼市 （新潟県）	・CATVのスタジオ
福井市 （福井県）	・旧美山町の郷土画家 豊田三郎氏のギャラリーとして活用（美山総合支所）
呉市 （広島県）	・呉地域商工会広域センターの事務局として議場を活用
宇部市 （山口県）	・「宇部市子育てサークルくすのき」の活動スペース
日向市 （宮崎県）	・地域協議会等の会議場として使用

## 【まとめ】

- 本庁舎とならなかった旧市町村の庁舎については、総合支所、分庁舎として活用されているケースが多い。なお、合併後の状況を鑑み、総合支所等からの見直しも行われはじめていると考えられる。
- 旧庁舎については、空きスペースが生じた場合、住民に身近な存在としての特色を活かし、住民の活動の拠点としての機能を持たせる傾向が見られる。
- また、旧議場については、構造上活用方策が難しい側面も見られるようであるが、会議室や書庫としてのみではなく、構造の特性を逆手にとった活用事例も見られる。

### 3 (2) 組織の専門化、体制の充実

一般的に、市町村合併の効果として、「組織の専門化や体制の充実による専門性の向上」、「政策形成能力の向上」、「簡素な組織体制の構築による効率的な事務執行」などが挙げられるが、合併市町村において組織・機構の見直しが具体的にどのように行われているのかを見ていく。

また、一般的に、「合併により災害等への対応が不十分になるのではないか」、「合併により組織の規模が拡大することによって、行政内部での意思決定のスピードが低下するのではないか」と言われることがあるが、これについて、合併市町村においてどのような対策を講じているのかを見ていく。

#### 【 合併市町村の取組状況 】

##### ■ 組織の専門化や体制の充実による専門性の向上や、政策形成能力の向上

- 前掲2(3)で述べたように、合併によって庁内の体制を充実させることができた団体は全体の9割弱にのぼっており、職員の専門性が向上したり、地域の特性に応じた政策形成能力が向上したりするなどの効果が見込まれている。
- 合併により充実した部署は、「企画財政・総務分野」、「保健・福祉分野」、「産業振興分野」などの分野で特に多くなっているが、多岐にわたっている。

充実した、部・課・係の分野（再掲）

選択肢（複数回答式）	回答数	構成比
保健・福祉分野	219	39.2%
教育文化分野	131	23.5%
男女共同参画、人権分野	91	16.3%
産業振興分野	182	32.6%
環境・衛生分野	107	19.2%
都市計画・建設分野	130	23.3%
住民協働分野	92	16.5%
企画分野	311	55.7%

※特徴的な取組事例

##### 男女共同参画、人権分野

市町村名	充実・専門化された部課室名	内容等
瀬戸内市 (岡山県)	人権啓発室	・男女共同参画やハンセン病患者等人権施策の室を新設

##### 環境・衛生分野

市町村名	充実・専門化された部課室名	内容等
能代市 (秋田県)	環境部	・自然との共生や持続可能な循環型社会を構築していくことなど環境のまちづくりの実現のため、環境部を新設

##### 都市計画・建設分野

市町村名	充実・専門化された部課室名	内容等
那須塩原市 (栃木県)	建築課	・特定行政庁への移行を見据えて新設

企画財政・総務分野、その他

市町村名	充実・専門化された部課室名	内容等
常陸大宮市 (茨城県)	監査委員事務局	・合併前は総務課の庶務係で監査委員の事務を担当していたが、合併後の組織の見直しにより監査委員事務局を設置
沼田市 (群馬県)	税務課徴収対策室	・市税の徴収部門の強化を図るため設置
一宮市 (愛知県)	危機管理室	・消防が担っていた災害・防災業務を総務部に移管、行政課内に設置した危機管理室の業務として位置づけた。
あさぎり町 (熊本県)	行財政改革推進室	・行政全般にわたり事務事業の見直しを行い、徹底した行財政改革の推進を図るため、町長直属の部局として設置
佐伯市 (大分県)	総合交通対策・広域行政係	・合併により九州一広い市となり、総合交通体系や行政の効率的な見直しを図るための部署を設置

■ 簡素な組織体制の構築による効率的な事務執行

- 合併に伴い、各部課内の管理部門の整理統合などを進めている団体が多い。
- また、旧市町村ごとを担当する「地域本部」や地域担当の部課等の設置を行った団体も多い。

集計結果（複数回答式）

選択肢	回答数	構成比
係制からスタッフ制への移行	91	16.3%
組織のフラット化	60	10.8%
旧市町村ごとの地域本部や担当部課等の設置	181	32.4%
各部課内の管理部門の整理統合	234	41.9%

- この他に、窓口機能の強化、専門部署の設置・見直し、部局制への移行、調整部署の設置、組織の細分化などの取組も見られる。

■ 合併を契機とした防災対策・災害復興、合併により組織の規模の拡大に係る意思決定スピードの低下への対応

- 合併を契機として、災害等への対応のため、防災対策・災害復興に関する組織・体制の強化や人員の充実などの取組も見られる。
- また、合併により組織の規模が拡大したことにより、行政内部の意思決定のスピードが遅くなること等がないよう、電算システムの統合・導入、行政専用回線の敷設、庁内便の運行等による対応方策が講じられている。

※特徴的な取組事例（一部再掲）

防災対策・災害復興

花巻市 (岩手県)	・合併に伴い一部事務組合消防から市消防に移行することに伴ない、防災対応力を強化するため、総合防災部を新設し、防災企画、消防防災の2課体制とした。
長岡市 (新潟県)	・市民生活の安定と防災体制の強化を図るため、福祉保健部の再編と合わせ市民生活部を新設した。 ・また、水害、中越大震災からの復興を図るため、復興管理監（特別職）を置き、その指揮下となる復興推進室を設置した。

大分県内 12 合併市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大分県内の 12 合併市すべてで緊急時には支所長等が避難勧告・指示を行えるよう措置済み。また、支所長等の権限で執行できる予算を 8 市で措置した。</li> <li>・また、消防団員の確保対策等として、機能別消防団の導入、団員 O B の活用、女性団員の拡充などを検討している市も複数見られる。</li> </ul> <p>※参考資料「大分県における合併市町村の支所等の体制等一覧」参照</p>
----------------	---

#### ICT の活用

釧路市 (北海道)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現在、地域イントラネットにより、本庁、各行政センター、支所、学校やその他公共施設が結ばれており、住民サービスの迅速化を図っているほか、将来的には電子決済システムの導入を図り、事務の効率化を予定している。</li> </ul>
小鹿野町 (埼玉県)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電子申請システムを導入し、役場窓口に出向かなくても一定の手続きができるようにした。</li> </ul>

#### 郵便局との連携

北斗市 (北海道)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定事務取扱法に基づく証明書の交付請求に係る受付と引渡し事務について、旧大野町内の 2 郵便局を加え取り扱うこととした。</li> <li>・意思決定の遅れがないよう、総合分庁舎に参与（特別職）を配置した。</li> </ul>
--------------	--

#### その他

東松島市 (宮城県)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・庁舎間の文書等のやり取りを 1 日 2 回程度行う人的な連絡体制をとっている。</li> </ul>
---------------	--

### 【まとめ】

<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 高度な政策形成能力や、きめ細かで専門的な知識が必要とされる組織の充実が進められており、この結果、総合的な住民サービスの向上が図られるなど、住民にとって大きなメリットがあるものと考えられる。</li> <li>○ 合併に伴い、各部課内の管理部門の整理統合などが進められた市町村が多いなど、組織体制の効率化が進められている。一方で、旧市町村地域へのきめ細かな対応を行うための組織を設置するなど、合併後における課題解決等のために組織上の配慮が行われている。</li> <li>○ また、合併を契機として、災害等への対応のため、防災に関する組織・体制の強化や人員の充実などの取組も見られる。</li> <li>○ 組織の規模の拡大に伴う意思決定の遅れ等が生じないよう、ICT の活用等の様々な取組が行われており、意思決定スピードの維持・向上が図られている。</li> </ul>
--

### 3 (3) 人事・給与制度等の状況

旧市町村の職員が、合併により1つの団体において円滑に業務を行っていく上で、調整・配慮をすべき人事上の課題が多く存在しているが、実際にどのような配慮が行われているのかを見ていく。

#### 【合併市町村の取組状況】

##### ■ 人事上の配慮

- 人事上の配慮を行っている団体のうち、そのほとんどが、旧市町村間の人事の交流を進め、旧市町村の職員が混在した職員配置とするなど、職員間における新市町村の一体性確保に向けた配慮がなされている。

自由回答の分類	回答割合
人事交流を進め、旧市町村の職員が混在した配置とする	86.9%
支所には地元職員を配置する等の配慮	5.8%
バランスの取れた昇進処遇、格差是正	2.6%
自己申告、面接、ヒアリング等による本人の希望を重視	2.0%
研修の実施	1.5%

##### ※特徴的な取組事例

中津川市 (岐阜県)	・人事異動に際し、旧市町村間の人事交流の配慮を行っている。 ・また、7つの総合事務所のうち5事務所の所長に本庁の部長を配置した。
伊賀市 (三重県)	・一般行政部門における人事異動に際しては、旧市町村間の交流を念頭に置き、本庁・支所の単位で一定の比率（H18年度では40%）以上の人員が他市町村で占められるよう配慮した。
吉野ヶ里町 (佐賀県)	・平成18年5～6月にかけて、両庁舎の総合窓口課の職員を1名につき2週間連続して相互交流として執務させることとした。このことで、窓口業務のニーズの違いが理解できた。

##### ■ 給与制度・運用の見直し

- 合併の際、制度の統一を図ることはもちろんであるが、合併を契機に、行政改革の観点から「不要、不適切な手当の見直し」や「時間外手当等の縮減」などの取組も行われている。

選択肢（複数回答式）	回答割合
旧市町村の制度の統一化	80.6%
不要、不適切な手当等の見直し	58.4%
時間外手当等を極力縮減するための取組	22.0%

#### 【まとめ】

- 人事については、旧市町村の枠にとらわれない配置が進んでおり、行政組織としての融合や、地域全体を俯瞰した施策立案、事業実施が進んでいる。一方、支所等には地域を熟知した職員を配置するなど、きめ細

かな人事上の配慮が行われている。

- 給与制度・運用については、合併を契機に、制度の統一化や運用の適正化が進んでおり、合併を契機とした行政改革の取組が進められつつあることがうかがわれる。

### 3 (4) 人材育成のための取組

合併後の市町村においては、多くの職員が、新たな業務フローで仕事をしたり、合併後に都道府県から移譲された事務を含めこれまで経験のない事務事業に取り組むことになる。規模・能力の拡充された新市町村の経営を円滑に進め、合併による効果を早急に発揮させていく上で、合併後における人材の確保・育成は何にも増して重要であると考えられる。合併後の職員の人材育成について、どのような取組を実施しているのかを見ていく。

#### 【 合併市町村の取組状況 】

- 合併後における職員の人材育成・確保に関する課題としては、「研修体制の確立・充実」、「人材育成基本方針策定の必要性」、「職員の資質・力量の把握、レベルアップ」、「職員の適正配置」などの内容が多く挙げられている。
- 新市町村や旧市町村間相互の理解を深めるための職員研修としては、「庁内での説明会、勉強会、視察等」が大半を占めている。
- 合併に伴い市となる場合や、合併後に都道府県からの権限移譲を行う場合において、新たな事務を円滑に執行するための職員研修としては、「都道府県との人事交流」、「都道府県での研修・説明会」に加え、民間教育機関などの活用が行われている。
- 合併後に、政策形成能力、マネジメント能力の向上などに係る管理職等を対象とした職員研修としては、庁内での勉強会等を行う事例が多いが、都道府県や外部の機関での研修も多くなっている。
- また、多くの市町村で、国や都道府県から職員の派遣を受けたり、旧首長を新市町村の行政運営への参画させたりするなど、経験豊かな外部の人材を活用して、合併後間もない時期においても円滑な行政運営が行えるような取組を行っている。

#### ※特徴的な取組事例

##### 新市町村や旧市町村間相互の理解を深めるための職員研修

新潟市 (新潟県)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 合併特別セミナーを開催し、全管理職を対象に合併マニフェストの理解と浸透を図る。</li> <li>・ 各階層別研修において、合併市町村の職員を含めて開催し、相互理解を深める。</li> </ul>
紀の川市 (和歌山県)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「地域ブランド創出研修」を開催し、紀の川市としての新たな魅力の発見、一体感の醸成、地域活性化の推進、職員個々の意識や能力の向上を図る。</li> </ul>
丸亀市 (香川県)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 研修としては実施していないが、合併時に新市の職務権限・財務会計事務・公文書の取扱等のマニュアルを作成し、全職員に配布した。</li> </ul>

##### 市制施行や都道府県からの権限移譲等に伴う業務知識取得・向上のための職員研修

さぬき市 (香川県)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県との人事交流事業を実施し、派遣職員に専門知識を習得させるとともに、市に派遣された県職員を通じて所属職員のレベルアップを図った。</li> </ul>
小鹿野町 (埼玉県)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 全体に、市民サービスの向上や行財政改革に向けた意識改革、知識習得のための研修を実施。また各部署において、民間教育機関等への派遣研修を実施する。</li> </ul>

政策形成能力、マネジメント能力の向上などに係る管理職等を対象とした職員研修

川根本町 (静岡県)	・研修機関が主催する、管理職研修の受講（戦略講座、危機管理講座、意思決定力講座、新任監督者研修など）を実施する。
新城市 (愛知県)	・NPOが主催するコンテストで、EMS（エコ・マネジメント・システム）に関する研修を実施する。（課長級を対象に3時間×7回）
津市 (三重県)	・職員が4人1組になり、主体的・自主的な研究活動を通じて、問題発見・解決能力等の向上を図り、実践的な政策形成能力を身につけさせることを目的とした政策課題研修を実施する。

【まとめ】

- 合併後、職員も新たな業務への対応や、高度な政策形成能力の発揮などが求められる場面も増えるが、各市町村において様々な形で研修などの人材育成が行われている。
- また、経験豊かな外部の人材を活用して、合併後間もない時期における円滑な行政運営に努めている。

## 4. 合併後の行政運営等

### 4（1）合併後の行政運営

#### ア 市町村建設計画の円滑な実施

市町村建設計画は、合併協議会が作成する、合併後おおむね10か年を期間とする計画であり、市町村合併に際して、住民や議会に対して合併市町村の将来に関するビジョンを示す、いわば合併市町村のマスタープランとも言うべき計画である。市町村建設計画については、合併後も市町村議会の議決を経て変更することができるものとされている。

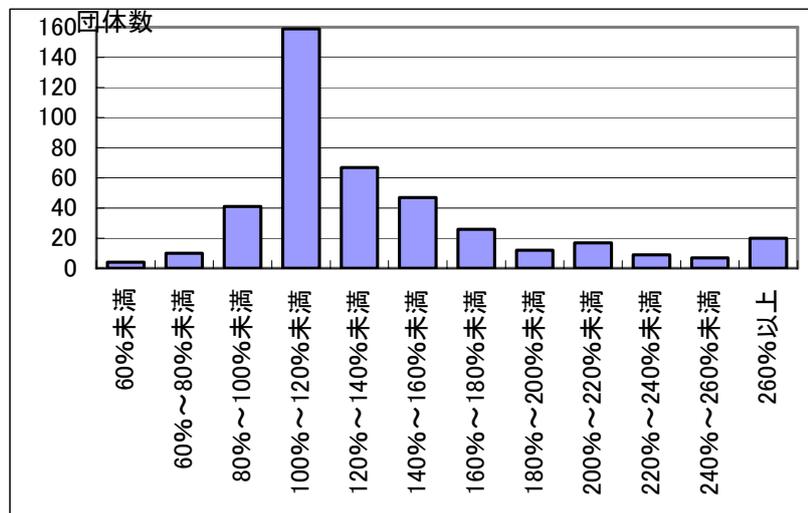
合併後の市町村のまちづくりの方向性を示す市町村建設計画に位置づけられた事業について、合併後において円滑に実施されているかどうか、また、変更や中止されていることがあるのかを見ていく。

#### 【 合併市町村の取組状況 】

##### ■ 市町村建設計画に位置付けた事業費の年度別のウェイト

- 建設計画に位置付けられた事業費（普通建設事業費中心）について、大半の市町村が、後期5年に比べ前期5年の方に事業費を厚く計画している。

建設計画に位置付けられた事業費割合（前期5年／後期5年）別団体数



##### ■ 市町村建設計画に位置付けられている事業で、中止又は着手の目処が立っていない事業の有無

- 市町村建設計画に位置付けられている事業で、現段階で中止又は着手の目処が立っていない事業がある市町村は、全体の15%に止まっており、おおむね順調であると考えられる。

選択肢（択一式）	回答数	構成比
中止又は着手の目途が立っていない事業がある	83	14.9%
ない	463	83.0%

- なお、中止・未着手等の理由としては、「財政上の理由」が29%で最も多く、「当該事業の代替となる施策等を講じたことにより事業の必要性が低下」といった理由も見受けられた。

### ■ 市町村建設計画の変更又は変更予定

- 旧合併特例法第5条第7項～第10項に基づき、議会の議決等を経て行われる計画の変更をした又は変更する予定の市町村は、13団体となっている。なお、合併後年数を経過している団体の方が計画変更の割合が高い傾向にある。
- 変更内容については、総合計画の策定にあわせての事業の追加や建設計画への記載時からの事業内容の具体化に関するものが多く、充実する方向へと向かっている。

選択肢（複数回答式）	全体		※参考 合併後2年以上経過		合併後2年未満	
	回答数	構成比	回答数	構成比	回答数	構成比
ある	13	2.3%	10	18.9%	3	0.6%
ない	543	97.3%	42	79.2%	501	99.2%

#### ※変更した事例

西東京市 （東京都）	・ 合併後に策定した総合計画とあわせ、新市建設計画の理念や施策に合致する事業を合併特例債の対象とするため、新たに15事業を新市建設計画に位置付けた。
呉市 （広島県）	・ 新市建設計画で、文言表現に止まっていた事業（陸上競技場整備、中学校校舎建設）について、事業計画の具体化が図られたため、新市建設計画の主要事業に加える変更を行った。

### 【まとめ】

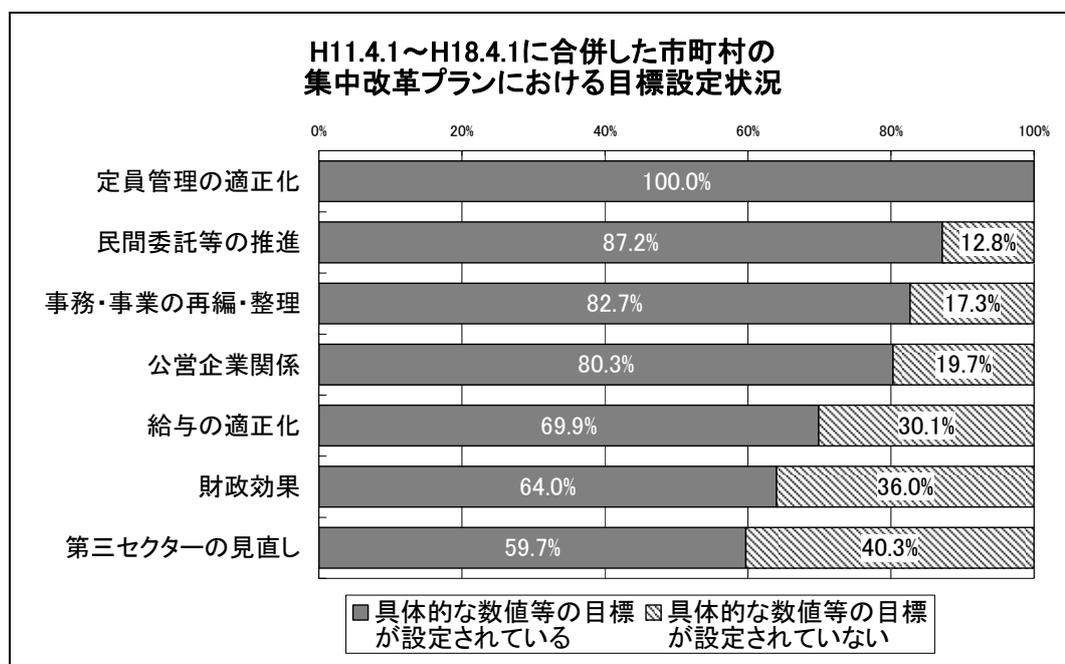
- 事業の中止等を行っている事例は現時点では少数であり、市町村建設計画の円滑な遂行に各市町村とも取り組んでいる。
- 事業の充実に向けた計画変更を行っている事例も見られる。

## イ 合併に伴う行政効率化

合併による効果の1つとして行財政運営の効率化の効果が挙げられる。この効率化効果については、総務省調査では、当面、市町村の三役及び議会の議員が約21,000人減少し、年間約1,200億円の効率化が図られる見込みである。また、平成18年3月に当研究会において取りまとめた「市町村合併による効果について」の中で、平成11年4月～18年3月における合併市町村を対象に試算を行った結果、概ね平成28年度（概ね合併後10年）以降において、年間約1.8兆円の効率化が図られるとの推計を行った。合併による効率化効果をできるだけ早い時期に発現させるようにするため、合併市町村においては現時点で具体的にどのような取組を行っているのかを見ていく。

### 【合併市町村の取組状況】

- 各市町村とも、合併による効率化効果を早期に発現させるべく、目標を設定して、行政効率化に取り組んでいる。特に集中改革プランを公表している団体のうち、定員管理の適正化、民間委託等の推進、事務・事業の再編・整理及び公営企業関係について具体的な数値等の目標を設定している団体は8割以上となっている。これは、平成17年3月に総務省が策定した「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」（新地方行革指針）において、平成17年度からおおむね平成21年度までの具体的な取組を住民にわかりやすく明示した集中改革プランを公表するよう地方公共団体に要請したことを踏まえて、各団体が取組を行ったことによるものと考えられる。



※H11.4.1～H18.4.1に合併した市町村のうち、H18.12.1現在で集中改革プランを公表済みの375団体の状況。残りの183団体は、合併時期が平成17年度中であること等から18年度中の公表に向けて作業中。

- また、公表された集中改革プランのうち定員管理の純減目標については、合併した市町村は、合併していない市町村に比べ、高い純減目標を掲げて取り組むこととしている。

公表された集中改革プランのうち、定員管理の純減目標（指定都市を除く市町村）

	合併団体	非合併団体	計
定員純減目標	▲30,435 人 ▲8.1%	▲36,285 人 ▲7.4%	▲66,720 人 ▲7.7%

- さらに、人件費の削減や公共施設の再配置、地方公営企業の見直しなど、具体的・定量的な効率化効果が発現し始めている事例も見られる。
- しかしながら、合併直後は、合併に伴い必要となる経費（システム統合経費等）が増加するとともに、計画的なまちづくりに要する投資的経費が一時的に増嵩することから、経費削減効果が発現するには一定の期間を要するものとする。また、職員削減効果についても、合併直後は、新団体での円滑な事務執行に対応するための人員・体制を確保する必要があることから、直ちにそれが発現するものではなく、いわゆる団塊の世代の職員の大量退職を踏まえ、事務事業の見直しやアウトソーシングの活用などに取り組むことにより発現してくるものとする。したがって、合併による効率化効果を評価する場合には、合併団体の様々な取組や行財政の状況などを長期的なスパンで捉えることに留意する必要がある。

※特徴的な取組事例

職員定数の削減、総人件費の抑制

函館市 (北海道)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ H17～21 で 600 人の職員削減 (83 億円) →H17 : △81 人、H18 : △105 人</li> <li>・ 給与制度の見直し →特殊勤務手当全廃や特別職給与カットの実施</li> </ul>
南部町 (青森県)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ H17～21 で 41 人の職員削減 →H18.4.1 現在 △15 人</li> <li>・ 特殊勤務手当の見直し、管理職手当の定額化</li> </ul>
西東京市 (東京都)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 職員の人件費や市議会議員の報酬等について、合併後 3 年間で約 2.8 億円削減</li> </ul>
相模原市 (神奈川県)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 合併後 10 年間で約 8.6 億円の人件費削減が可能と試算 (三役等約 1.1 億円、議員約 1.3 億円、一般職約 6.2 億円)</li> </ul>
高岡市 (富山県)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ H17～21 で 8%の職員削減 →H18.4.1 現在 △2.5%</li> </ul>
岐阜市 (岐阜県)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ H18.1～21 年度で 9.2% (384 人) の職員削減 →H18.4.1 現在 △68 人</li> </ul>
四日市市 (三重県)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ H17～21 で、中核市移行事務を除き、10%以上、各年度 2%以上の削減 →H17 : △78 人、H18 : △77 人</li> <li>・ 平成 18 年度以降、ラスパルス指数 100 以内には是正 →平成 18 年 4 月 給料 3%カット</li> </ul>
薩摩川内市 (鹿児島県)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成 18 年度末までに累計で 390 の施設に指定管理者制度の導入を見込んでいるほか、観光宿泊施設の廃止、ゴミ収集・処理業務の委託等により、歳出を約 2.2%削減 (削減額約 1 億 8 千万円)</li> </ul>

うるま市 (沖縄県)	・合併前の旧4市町の職員1130人を平成26年4月時点で830人にすることを目標。300人の減で、約27%の職員削減となり、人件費削減効果は約126億円の見込み
---------------	--

### 出先機関や公共施設の統合等による効率的配置

さくら市 (栃木県)	・本庁・支所に事務移管を促進するなど、集中管理した事務執行により、出先機関を整理・統合した効率化を図る。 →喜連川保健センター、喜連川公民館の常駐職員の廃止（実質削減数△3人）
山梨市 (山梨県)	・合併時の分庁方式から、一極で簡素な効率の良い総合庁舎での組織体制への見直し。市民の利便性から本庁と支所の機能の見直し →支所機能は、H18より山梨庁舎を廃止し、組織のスリム化
雲南市 (島根県)	・平成17年度に公の施設改革推進方針、指定管理者制度に係る運用指針を策定、現状325施設について当面の方向性を検討整理 →平成17年度に8施設を廃止

### 地方公営企業の見直し

越前市 (福井県)	・ガス事業：平成18年10月に民間へ譲渡 →ガス事業譲渡にかかる本契約水道使用料金のコンビニ収納協議などを進めている。 ・水道事業：業務の一部について民間委託を推進。
本巣市 (岐阜県)	・簡易水道の統合（H18から） ・国保直営診療所のあり方を見直し（H20までに） →根尾国保診療所の運営方法の見直し（入院業務の休止と外来診療の延長。H18から）

### 第三セクター、公社等の外郭団体の見直し

野田市 (千葉県)	・財団職員の期末勤勉手当、役員報酬などを削減 →平成16年度に（財）野田市開発協会職員の期末・勤勉手当の一律20%削減。平成17年度に（財）野田市開発協会役員報酬の削減 ・経費削減の推進
南アルプス市 (山梨県)	・（財）峡西都市振興公社を廃止し、任意団体の市体育協会を財団法人化 →都市振興公社は平成18年3月31日に廃止。市体育協会を平成18年2月20日に財団化
上天草市 (熊本県)	・土地開発公社について廃止の方向で検討 →平成18年度中に廃止を予定

### 【まとめ】

- 新地方行革指針における集中改革プランの公表の要請も踏まえ、各市町村で合併による効率化効果を早期に発現できるよう具体的な目標を設定し、行政効率化に向けた取組が進められている。
- 効率化効果が顕在化するには、ある程度の期間を要するものと考えられるが、既に効果が発現している例も多く見られる。

## ウ 都道府県からの権限移譲

地方自治法第 252 条の 17 の 2 に基づき、都道府県はその権限に属する事務の一部を、条例の定めるところにより市町村に権限移譲することができるものとされている。

合併により市町村の規模・能力が充実し、行財政基盤が強化されたことを踏まえ、各都道府県においても条例に基づく市町村への権限移譲が進められていくものと考えられるが、具体的にどのような権限が移譲されているか、また、都道府県からの権限移譲に伴う課題はないかを見ていく。

### 【 合併市町村の取組状況 】

- 合併後、新たに都道府県からまちづくりや福祉などに関する権限（市制施行によるもの、指定都市、中核市、特例市への移行に伴うものを除く。）を移譲された団体は、全体の 42%（236 団体）にのぼっている。

回答（複数回答式）	回答数	構成比
まちづくり・道路・交通	138	58.5%
福祉・医療	77	32.6%
経済・産業	32	13.6%
環境	18	7.6%
教育・文化	19	8.1%
現状では権限移譲はない、もしくは検討中	19	8.1%
旅券関連	10	4.2%
その他	58	24.6%

※構成比は、回答のあった 236 団体を分母として算出している。

- このうち、60%の団体は「権限移譲されたことによる課題は特にない」としている一方、新たに移譲された権限に基づく事務について、「職員の専門知識、技術力が不足している」、「権限に基づく事務を遂行するにあたっての財源が十分に確保できていない」という意見も見られた。
- より一層の権限移譲を進める上で、合併市町村が要望していること（財政措置に関するものを除く。）としては、「人員の確保・人材育成の充実」、「役割分担の全般的見直し」、「全般的な移譲の推進」、「都道府県と市町村との協議の充実」などが挙げられている。また、個別の移譲項目として要望しているものには、「農振農用地域に係る移譲の推進」、「都市計画に係る移譲の推進」などが挙げられている。

自由回答の分類	回答数	構成比
人員の確保、人材育成への措置充実	24	29.6%
具体的事務について		
農振農用地域に係る移譲の推進	4	4.9%
開発行為など都市計画に係る移譲の推進	3	3.7%
占有許可等に係る移譲の推進	1	1.2%
一般旅券の発給に係る移譲の推進	2	2.5%
教職員人事に係る移譲	1	1.2%
権限移譲に係る都道府県と市町村との協議充実	6	7.4%
全般的な移譲推進	7	8.6%
役割分担の全般的見直し等	13	16.0%

## 【まとめ】

- 都道府県からの権限移譲は多くの合併市町村において進んでおり、合併により市町村の自立性が高まっている。
- それに伴う課題や要望については、6割の団体が特になしとしているが、人的支援や財政支援を望む意見も出されている。また、一層の権限移譲を推進する上で、人員の確保、全般的な移譲、都道府県との協議の充実などの要望が挙げられている。市町村の実情・要望を十分勘案した形での移譲が更に進められることが期待される。

## エ 補助施設の転用・廃止への対応

市町村建設計画には、一般的に「公共的施設の統合整備に関する事項」が位置づけられることとなっている。合併を契機として、効率的な公共施設の再配置等を図ることは、合併による効率化効果を発現させる上で重要な取組であると考えられる。

その際、国庫補助金等を活用して整備した公共施設について、その耐用年数経過前に転用し、又は廃止することが考えられるが、具体的にどのような施設について転用・廃止が考えられているか、また、その際どのような課題があるかを見ていく。

### 【 合併市町村の取組状況 】

- 合併前に国庫補助金を受けて整備した施設を、合併後に他の用途に転用した又は転用を検討中の市町村は、75団体であり、具体的な施設としては、小中学校、給食センターや公民館、集会施設、社会教育施設などが挙げられている。転用時の課題としては、「補助金の目的外使用による用途制限・補助金返還に係る調整」、「転用許可までの調整に時間がかかること」等が挙げられている。
- 同じく、施設を廃止した又は廃止を検討中の団体は、49あり、具体的な施設としては、小中学校、学校給食センター、公民館、集会施設、社会教育施設、環境衛生関連施設などが挙げられている。廃止時の課題としては、「地方債の繰上償還や補助金返還の検討」や、「廃止後の施設の利用方法の検討」などが挙げられている。

### 【 まとめ 】

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>○ 合併に伴い、現時点で、補助施設の転用・廃止に取り組む団体は少ない。これは、転用・廃止にあたって、様々な調整を要するためであると考えられる。転用・廃止に取り組もうとする団体は、十分な時間をもって計画的な対応を図る必要があると考えられる。</li></ul> |
|---|

## オ 公文書の散逸防止

合併に伴い旧市町村で保存されていた公文書の散逸の防止の必要性についての意見が示されることがあるが、合併市町村においてはどのような対応を行っているのかを見ていく。

### 【 合併市町村の取組状況 】

- 旧市町村で保存されていた公文書については、「書庫等の保存スペースを確保し、管理している」という団体が80%近くにのぼっており、デジタルデータ化や公文書館の活用などの取組事例も見られる。

集計結果 （複数回答式）

選択肢	回答数	構成比
合併時点の公文書について、合併後も書庫等の保存スペースを確保し、管理している	441	79.0%
合併時点の公文書について、デジタルデータ化して保存している	32	5.7%
合併を契機として公文書館の整備・拡充に取り組んでいる（又は取り組む予定）	33	5.9%

- その他の取組としては、職員への周知・説明会等の実施、データ化の推進・規定の統一、支所の活用などがあるが、検討中の意見も見られる。

### 【 まとめ 】

- 公文書の散逸防止については、多くの市町村で取組が行われているが、「市町村合併時における公文書等の適切な保存に係る一層の推進について」（平成18年6月29日付け総行合第31号）等を踏まえ、適切な保存の一層の推進に取り組む必要がある。

## カ 多段階で合併したことに起因する課題への対応

平成11年4月以降に行われた市町村合併のうち、多段階にわたり行われた合併について、多段階合併であることに起因する課題・留意点等はあるのか、ある場合にはどのようなものかを見ていく。

### 【 合併市町村の取組状況 】

- 多段階で合併した団体の多くは、特に課題があったという認識はない。
- 一部に、合併協議の過程において、「先行合併との整合性を図るため、後発の協議会では事務事業調整の幅が限られるといった制約がある」ことや、「事務事業調整等が二度手間になる」こと、一方で、「先行段階の合併のノウハウを活用し、円滑に進んだ」こと、また、合併後において、「事業の進行管理の煩雑化」、「制度統一の移行期間に差が生じる」などの課題も見られた。

#### ※特徴的な取組事例

##### 合併協議の過程における取組事例

会津若松市 (福島県)	・事務事業の調整において、先発の協議会で協議済みの内容を大きく変更することは同じ市民として混乱を招くため、後発の合併協議会では、調整方針の協議内容に制約が生じるが、先発の協議会では、後発の協議会の町村の状況を把握しながら、調整方針を決めていった。
東近江市 (滋賀県)	・先の合併の手続きが終了してから二段階目の合併協議を進めたことにより、比較的スムーズに合併を進められた。また、二段階目の合併は編入合併とし、新設市の制度（方針）に統一することとした。

##### 合併後における課題事例

長岡市 (新潟県)	・1次合併と2次合併では合併期日が異なるため、一部の行政サービスにおいて経過措置期間に差異が生じているが、大きな課題にはなっていない。
--------------	---

### 【 まとめ 】

- 多段階での合併による大きな課題はないものの、各地域の状況によっては、合併協議の過程での事務作業の重複感や合併後の統一化作業の煩雑感などもあるため、次段階の合併を見据えて現段階の合併時に調整を行うなど、各段階の間で連携がとれた事務作業を行うことが有効であると考えられる。

## キ その他、市町村合併により生じた積極的な効果

これまで整理してきたものの他、合併により生じた積極的な効果として合併市町村が実感しているものには、どのようなものがあるかを見ていく。

### 【 合併市町村の取組状況 】

- 「旧市町村の資源を活かした地域産業の活性化」との回答が比較的多く、その他、「政令指定都市、中核市、特例市等への移行」、「交流機会の増加」、「旧市町村界の存在に起因していた課題の解決」、「広域的なまちづくりの推進」、「住民意識の向上」などの回答が見られる。

※特徴的な取組事例

#### 旧市町村の資源を活かした産業の活性化

釧路市 (北海道)	・合併により、あらゆる産業が集積した厚みのある産業構造となった。また、2つの国立公園を持つ全国でも特徴的な市となった。これまでお互いに連携してきた3つのまちがひとつとなったことでこれらの特色や資源を最大限に活用した、新釧路市発展のための幅広い取組が可能となった。
日光市 (栃木県)	・自然環境、歴史的、文化的遺産や温泉資源に恵まれているため、全国に向けた情報発信力が強化された。
みなべ町 (和歌山県)	・梅の最良品種「南高梅」の生産量は旧南部川村が2位、旧南部町が3位であった。合併により、生産量1位となり、名実ともに日本一の梅の里が誕生し、地域のブランドイメージの向上を図ることができた。
有田町 (佐賀県)	・旧有田町の主産業である磁器と旧西有田町の主産業である農畜産物との融合についてイベント時の相乗効果が表れてきている。 (例) 陶器市期間中に農産物を使った饅頭(加工品)の販売が好評

#### 政令指定都市、中核市、特例市等への移行(及び移行要件の達成)

太田市 (群馬県)	・合併によって人口20万人以上となり、特例市への移行要件を満たした。
新潟市 (新潟県)	・人口が80万人を超えるなど、政令指定都市の移行を実現する体制が整備された。また、日常生活圏の一体化が図られた。
久留米市 (福岡県)	・合併により中核市の要件を満たした。(平成20年の中核市移行に向けて準備作業中)

#### 様々な交流機会の増加

幕別町 (北海道)	・各団体や民間レベルのグループの交流、職員間の会議や行き来が増えることにより、町内商業施設の利用が増大した。
魚沼市 (新潟県)	・スポーツ少年団活動、公民館事業等で、旧町村の垣根を越えた団員の行き来が始まった。
香美市 (高知県)	・旧町村のまちおこしグループの交流が始まっている。

#### 旧市町村界の存在に起因していた課題の解決

男鹿市 (秋田県)	・旧市町境界付近に位置する道路整備の具体化、早期着工が図られた。
つくばみらい市 (茨城県)	・旧町村界をまたいで行われていた区画整理事業について、合併により一体的・効率的な実施が可能となった。
下野市 (栃木県)	・旧国分寺町と南河内町の町境の一部地域で、旧国分寺町の児童が至近距離の旧南河内町の小学校に通学できず、国分寺町内の学校に電車通学していたが、至近距離の学校への通学が可能となった。

横芝光町 (千葉県)	・旧町間の飛地が解消した。また、旧町間の境界でもあった栗山川への架橋を行い、道路交通環境の向上を図りやすくなった。
---------------	---

#### 広域的なまちづくりの推進

みやき町 (佐賀県)	・土地利用について、これまでより広域的な視点で検討することが可能になった。これにより、企業誘致に関しては積極的な活動が可能になり、合併前と比較すると、ある程度順調に進んでいると思われる。 ・また、利用できる施設（図書館、野球場等）が増加したことにより、これまで以上に施設利用の幅が広がったと思われる。
五島市 (長崎県)	・合併前は広域的に取り組むべき課題については、市町村の間で協議の必要があり、迅速な対応や施策の立案に限界があったが、合併したことにより、課題に対する迅速な対応や独自の施策を展開できる環境が整った。

#### 住民意識の向上

宝達志水町 (石川県)	・町民レベルでの行財政改革意識が芽生えてきた。
関市 (岐阜県)	・住民自らが地域のための住民活動を行うようになった。 (例) 花火大会の実施主体が、町村から住民の実行委員会になった 福祉運送に向けたNPO法人が立ち上がった 社会福祉協議会の支部活動が住民ボランティアの主体となった 等

#### その他

平川市 (青森県)	・農林課内に果樹振興係や林政係を配置するなど、基盤産業である農林分野における職員配置を充実させ、平川ブランド確立に向けた積極的な支援を行う体制を整えることができた。
いすみ市 (千葉県)	・合併により、職員の意識に変化がみられ、職務に対する意欲が向上していると思われる。合併による新市の可能性と、合併したことの責任を果たすという姿勢が現れていると感じられる。

#### 【まとめ】

○ 合併により魅力あるまちづくりが行われることにより、様々な効果が生まれているものと考えられる。

## ク その他、合併後の行財政運営上の課題への対応

これまで整理してきたものの他、合併後の課題として合併市町村が認識しているものには、どのようなものがあるかを見ていく。

### 【 合併市町村の取組状況 】

- まちづくりの基本的な方針を示す総合計画について、合併の際に策定した建設計画と整合性が図られていないこともあることから、合併後に約8割の団体が総合計画の改定等を行っている。
- また、「一体感の醸成」や「合併後調整することとした事務事業等の調整」について課題と考えている団体が比較的多い傾向にある。

#### ※課題への取組事例

##### 一体感の醸成に係る取組事例

枝幸町 (北海道)	・合併によって町域が拡大することによる住民サービス低下の懸念の解消と、地域間の情報格差是正のため、光ファイバーケーブルの敷設など、地域公共ネットワーク等の基盤整備を進めた。
呉市 (広島県)	・合併により市域が広がり様々な観光資源が新たに加わったことを機に、地域間の問題を共有し、各自のレベルアップを図るとともに、観光資源の見直しや自発的な活動を仕掛け、導くことができる観光リーダーの育成を目的とした観光塾の取組を行っている。
志布志市 (鹿児島県)	・市の振興及び市内各地域の均衡ある発展を図るため、住民自らがまちづくりの計画段階から市政に参加できる体制を整え、住民と行政が一体となった住民参画のまちづくりを推進するため各地域10名ずつの30名による「志布志市まちづくり委員会」を設置した。

##### 合併後の事務事業等の調整に係る取組事例

五所川原市 (青森県)	・行政評価システムを導入し、事務事業の継続、廃止、拡充及び縮小を精査し、行政改革推進本部における意思決定を経て住民に公表していく方向で検討する。
美郷町 (秋田県)	・行政内部の事務手順の統一化の作業の過程で、旧町村時代には慣例化され気づかなかった旧態依然の事務執行体制、処理方法等が検出され、合理的かつ効率的な組織運営（行政経営）の実現へと向かっている。
かほく市 (石川県)	・行財政運営の全般にわたる総点検を実施し、合理的で効率的な行財政運営の実現を目指すとともに、市民に均一な行政サービスが提供できるよう、事務事業マニュアルを整備し、効率的で効果的な行政運営を図る。
長島町 (鹿児島県)	・すべての事務事業について、従来の経緯にとらわれることなく、その必要性を精査し、優先度を見極め、廃止を含めて整理統合する。

### 【 まとめ 】

- 総合計画と市町村建設計画との不一致の問題については、多くの団体が整合性をとるべく総合計画の改定等に取り組んでいる。
- 「一体感の醸成」や「合併後の事務事業等の調整」などが課題として挙げられているが、「一体感の醸成」については、旧市町村間のネットワークの形成や全域的なイベントなどを進めることにより、解決してい

くものと考えられる。また、「合併後の事務事業等の調整」については、合併後に進められる行財政改革の中で、事務事業の内容・性質に応じた分類・整理等の仕分けを踏まえた十分な検討進めることで、一本化が図られるものと考えられる。

## 4 (2) 合併後の議会の審議状況等

一般的に、「合併により議会と住民との距離が遠くなったのではないか」と言われることがあるが、実際の合併市町村の議会において、このようなことが生じているのか。合併後における市町村議会の審議状況や議会活動が合併前と比べて充実しているかどうかをしてみる。

### 【 合併市町村の取組状況 】

- 合併後の議会の審議について、「本会議での質問の日数が増えた」、「定例会の会期日数が増えた」、「委員会の数が増えた」などの回答が多いように、審議の充実・活性化の効果が現れていることがうかがわれる。この他に、ICTによる議会の中継・議事録公開などの取組も見られた。

選択肢（複数回答式）	回答数	構成比
定例会の会期日数が増えた	314	56.3%
本会議での代表質問や一般質問の日数が増えた	369	66.1%
常任委員会又は特別委員会の数が増えた	284	50.9%
議員提案の議案数が増えた	97	17.4%
夜間や休日に議会を開会することとなった	15	2.7%
議会図書室が充実された	86	15.4%
その他の充実が図られた	60	10.8%
合併前と変わらない	98	17.6%

※編入合併の場合においては、編入された市町村のうち最も小規模な市町村と合併後の市町村との比較

### ※参考 ICTの活用等に関連する取組事例

枝幸町 (北海道)	・本庁・総合支所間の専用光ファイバーケーブルを利用した議会中継システムにより議場に出向かなくても、総合支所において間接的傍聴が可能となった。
山口市 (岐阜県)	・会議録公開を充実（公民館での公開、ホームページでの公開等）した。また、市営テレビによる一般質問の放映、議会報発行など、広報を充実した。
静岡市 (静岡県)	・本会議、常任、特別、議会運営委員会すべてが公開となり、合併後の記録はすべて検索システムでも公開している。
豊田市 (愛知県)	・全議員に1人1台のパソコン貸与、インターネットによる議会中継の録画放映など、議会をIT化した。
出雲市 (島根県)	・ケーブルテレビの議会中継について、いままで放送されていた代表質問、一般質問に加え、委員長報告が放送されるようになった。

- 合併によって旧市町村地域の住民のニーズが新市町村の施策に反映されにくくなるのではないかと不安感等に対応するため、一定の期間に限って議会の議員の在任特例や定数特例を適用することができるが、在任特例の適用団体は全体の5割、定数特例を適用している団体は2割、いずれも適用していない団体は3割となっており、最近の合併では特例を適用しないケースが増加している。また、特例を適用した団体でも、特例終了後には議員定数

が平均すると半減する傾向が見られる。

(在任特例・定数特例を適用しない団体の割合)

平成 11 年 4 月 1 日～平成 17 年 3 月 31 日に合併した団体の場合 19%

平成 17 年 4 月 1 日～平成 18 年 4 月 1 日に合併した団体の場合 36%

## 【まとめ】

- 合併後、議会での審議が活発化する効果が現れている。
- また、事例を見ると、ICTの活用等により、議会の審議状況等を住民に幅広く提供する取組が進んでおり、合併によって議場が遠くなった地域の住民にとって、議会の審議状況等の情報が得やすくなっている。
- 各団体の地域の状況に応じて、在任特例・定数特例を適用するか否かを選択しているが、最近の合併では特例を適用しないケースが増加している。また、特例を適用した団体も、特例終了後には議員定数が平均すると半減する傾向も見られる。

## 5. 合併後の地域自治組織

旧市町村単位の地域住民の多様なニーズを新市町村の施策等に反映することを可能とする仕組としていわゆる地域自治組織の制度があるが、設置状況や設置期限、地域協議会等の構成などがどうなっているのか、地域審議会等での審議はどのようなものか、特色ある取組が行われているのかを見ていく。

地域審議会・地域自治区・合併特例区の制度の概要

区 分	地域審議会	地域自治区		合併特例区
		一般制度	特例制度	
設置団体数 (H18.7.1現在)	216団体 (780審議会)	15団体 (91自治区)	38団体 (101自治区)	6団体 (14特例区)
根拠法令	旧合併特例法第5条の4、 合併新法第22条	地方自治法第202条の3等	旧合併特例法第5条の5等 合併新法第23条等	旧合併特例法第5条の8等、 合併新法第26条等
法人格	なし	なし	なし	あり(特別地方公共団体)
設置区域	旧市町村単位	市町村が定める区域	旧市町村単位(合同も可)	旧市町村単位(合同も可)
設置方法	合併関係市町村の協議で 定め、各議会の議決が必要。	条例で定める。	合併関係市町村の協議で定 め、各議会の議決が必要。	合併関係市町村の協議で規 約を定め、各議会の議決を 経て、知事の認可が必要。
設置期間	合併関係市町村の協議で 定める。	—	合併関係市町村の協議で定 める。	合併関係市町村の協議で定 める。(5年以下)
協議会等 の設置	—	地域協議会	地域協議会	合併特例区協議会
権限	区域に係る事務に関し、首 長の諮問に応じて審議し 又は必要と認める事項に つき首長に意見を述べる。	○地域協議会の権限 (1)次に掲げる事項のうち、首 長その他の市町村の機関に より諮問されたもの又は必 要と認めるものについて、 審議し、首長その他の市町 村の機関に意見を述べるこ とができる。 イ 地域自治区の事務所が所 掌する事務に関する事項 ロ イのほか、市町村が処理 する地域自治区の区域に係 る事務に関する事項 ハ 市町村の事務処理に当た っての地域自治区の住民と の連携の強化に関する事項 (2)首長は、条例で定める市町 村の施策に関する重要事項 であって地域自治区の区域 に係るものを決定し、又は 変更しようとする場合にお いては、あらかじめ、協議 会の意見を聴かなければな らない。 (3)首長その他の市町村の機 関は、(1)及び(2)の意見を 勧案し、必要があると認め るときは、適切な措置を講 じなければならない。	○地域協議会の権限 (1)同左  (2)首長は、合併関係市町村 の協議で定める市町村の 施策に関する重要事項で あって地域自治区の区域 に係るものを決定し、又は 変更しようとする場合にお いては、あらかじめ、協 議会の意見を聴かなけれ ばならない。 (3)同左	○合併特例区協議会の権限 (1)合併特例区が処理する 事務及び地域振興等に関 する施策の実施その他の 合併市町村が処理する事 務であって当該合併特例 区の区域に係るものに関 し、首長その他の機関若 しくは合併特例区の長に より諮問された事項又は 必要と認める事項につ いて審議し、首長その他 の機関又は合併特例区 の長に意見を述べるこ とができる。 (2)首長は、規約で定める 合併市町村の施策に関 する重要事項であって合 併特例区の区域に係る ものを決定し、又は変 更しようとする場合に おいては、あらかじめ、 協議会の意見を聴かな ければならない。 (3)首長その他の機関又 は合併特例区の区長は、 (1)又は(2)の意見を勧 案し、必要があると認 めるときは、適切な措 置を講じなければならない。

区 分	地域審議会	地域自治区		合併特例区
		一般制度	特例制度	
協議会等の構成員の選任	合併関係市町村の協議で定める。  (任期) 合併関係市町村の協議で定める	地域自治区の住民のうちから、首長が選任  (任期) 4年以内において条例で定める期間	同左  (任期) 4年以内において合併関係市町村の協議で定める期間	構成員は、合併特例区の住民で、合併市町村の議会の議員の被選挙権者のうちから規約で定める方法により首長が選任 (任期) 2年以内において規約で定める期間
事務所長、区長	—	事務所長を置く ※事務所長は、事務吏員をもって充てる。	(1)事務所長を置く ※事務所長は、事務吏員をもって充てる。 (2)事務所長に代えて区長(特別職)を置くことができる。 (選任) 地域の行政運営に関し優れた識見を有する者の中から、首長が選任 (任期) 2年以内において合併関係市町村の協議で定める期間 (職務) 合併市町村の円滑な運営と均衡ある発展に資するよう、合併市町村の長その他の機関及び合併に係る地域自治区の区域内の公共的団体等との緊密な連携を図りつつ、担任する事務を処理	(1)区長(特別職)を置く (選任) 市町村長の被選挙権者の中から、首長が選任 (任期) 2年以内において規約で定める期間 (権限) 合併特例区を代表し、その事務を総理

## 5 (1) 地域審議会

- 設置数 : 216 団体 (780 地域審議会)
- 設置状況 : 全ての旧市町村に地域審議会を設置している団体は全体の 3 分の 2 で、残りの 3 分の 1 は旧市町村の一部にのみ地域審議会を設置している団体となっている。
- 設置期間 : 設置期間については、合併関係市町村の協議により定めることとなっているが、10~11 年間とする団体が 85% 以上となっており、短期間としている団体も少数ながら見られる。
- 構成員定数 : 15 名前後としている地域審議会が約半数を占め、最も多い。また、10 名前後や 20 名前後の地域審議会も少数ながら見られる。
- 構成員任期 : 2 年とする団体がほとんどとなっている。
- 構成員属性 : 構成員のほぼ半数が「公共的団体等を代表するもの」となっている。次いで「学識経験を有するもの」が多い。公募については、全体の約 10% となっている。

### ア 地域審議会での審議内容について

#### 【 合併市町村の取組状況 】

- 市町村建設計画の執行状況・変更に関する事項を対象としている団体が、それぞれ全体の 70~80% 程度となっている。
- 新市町村の基本構想の策定等に関する事項についても、約半数の団体が審議対象としている。

選択肢 (複数回答式)	回答数	構成比
市町村建設計画 (合併市町村基本計画) の変更に関する事項	150	69.4%
市町村建設計画の執行状況に関する事項	175	81.0%
合併特例債を財源とした地域振興のための基金の活用に関する事項	44	20.4%
新市町村の基本構想の作成及び変更に関する事項	102	47.2%
予算編成の際の事業等に関する要望	31	14.4%
その他		
(特例債関係以外の) 基金について	7	3.2%
公共施設について (設置、廃止、指定管理者制度導入)	4	1.9%
各種計画の策定、変更や、地域事業について	10	4.6%
支所の活用等	2	0.9%
合併協定事項の履行に関する事、合併時点で未調整項目であった事項等	2	0.9%

## イ 地域審議会の特色ある取組の推進について

### 【 合併市町村の取組状況 】

- 地域の課題についての検討や地域活動支援のための補助金の事業採択の審査など、自主的・自立的なまちづくりに向けた様々な取組が行われている。

#### ※特徴的な取組事例

秋田市 (秋田県)	・審議会の活性化等を図るため、市内施設見学会や先進地事例調査を実施している。また、審議会以外にも、委員が自発的に地域課題等について勉強会や研修会を行っている。
田村市 (福島県)	・各地域(旧町村)の特色のある、まちづくりのために造成された地域振興基金の活用について、各地域審議会において協議されている。
高山市 (岐阜県)	・地域審議会の設置に関する規定中、所掌事務において「予算、その他当該地域の振興に関し市長に意見を述べること。」を追加し、諮問答申のみならず地域振興における意見を進言できることとした。
関市 (岐阜県)	・関市内には5地域の審議会があるが、各々の審議会が独自の勉強会や研修会を月1回程度実施している。地域審議会を開催する度に、各地域の課題や問題点を行政に提起してもらっている。
中津川市 (岐阜県)	・地域審議会の下部に、各分野の座談会を設け、分野ごとの課題等の洗い出しを行っている。
新城市 (愛知県)	・18年度当初予算で、地域自治確立のための有望・優良な地域活動を支援するため、「新城市めざせ明日のまちづくり事業補助金」を創設し、1,800万円を計上したが、この事業採択の審査を各地域審議会が市長の諮問を受けて行っている。
堺市 (大阪府)	・新市建設計画事業以外で、使用料や保険料など市民に直結するものについては、迅速な情報周知手法のひとつとして地域審議会としてではなく、「地域審議会委員連絡会」として委員に集まっただき、行政情報の提供を行っている(無報酬、傍聴なし)。
八代市 (熊本県)	・新市建設計画に位置付けてある「住民自治によるまちづくりの推進」について集中的に審議・検討するために、地域審議会の下部組織として「住民自治推進検討委員会」を設置した(各地域審議会より2名ずつ選出)。

ウ 地域審議会の運営にあたり、事務局運営上の課題や、特に留意している点について

【 合併市町村の取組状況 】

- 課題・留意点として、「地域審議会での審議内容」、「要望の場」と化す可能性への対応、「市町村の議会や、総合計画審議会等の他の審議会、既存の地域コミュニティ組織などとの関係の整理」などが挙げられている。

自由回答の分類	回答数
① 地域審議会での審議内容に留意している (例：全域的なテーマではなく、各審議会の地域に限定した内容とする必要があるため、テーマが限られる)	22
② 地域審議会が「要望の場」と化す可能性がある (例：地域の要望、陳情のみの場とならないよう留意が必要である)	11
③ 各審議会間の調整、整合に留意している	5
④ 審議会への情報提供の方法等が課題となっている (例：建設的な審議が行われる審議会運営が必要である)	9
⑤ 運営に係る行政内部の対応に留意している	7
⑥ 市町村の議会や、総合計画審議会、既存の地域コミュニティ組織などとの関係が課題となっている (例：議会との違いの明確化や、議会への説明との順序などに留意している)	8
⑦ その他	9

※特徴的な取組事例

上記①～⑤の課題に関連する取組事例

中野市 (長野県)	<ul style="list-style-type: none"> <li>「地域審議会の設置に関する協議書」に規定する所掌事務にとどまらず、委員が審議会として何をすべきか、どんな地域を作っていくか意見を出し合い、考えて方向を出すべく協議、検討を行っている。</li> </ul>
磐田市 (静岡県)	<ul style="list-style-type: none"> <li>支所の活用                             <ul style="list-style-type: none"> <li>*各支所の担当課と役割分担を明確にし、支所機能を活用している。</li> <li>*支所長会議や支所担当課長会議を随時開催し、情報交換を行っている。</li> </ul> </li> <li>正副会長会議の開催                             <ul style="list-style-type: none"> <li>*年度当初に正副会長会議を開催し、会議の内容などについて情報交換をしている。</li> </ul> </li> </ul>
大洲市 (愛媛県)	<ul style="list-style-type: none"> <li>質問等に対しできる限りその場で回答できるよう留意している。</li> </ul>
久留米市 (福岡県)	<ul style="list-style-type: none"> <li>本庁の地域政策課と4総合支所の連携のもと、開催時期、審議内容及び提出資料などについて調整を行い、各地域審議会の円滑かつ効果的な運営に努めている。                             <ul style="list-style-type: none"> <li>*審議資料：事前配布、分かりやすい資料の作成（事業箇所図添付など）</li> <li>*説明体制：各総合支所における事業所管職員の審議会への出席・説明</li> </ul> </li> </ul>
唐津市 (佐賀県)	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域審議会が単に事業要望の場だけにならないよう注意するとともに、地域の振興策について、重点的に協議されるよう努めている。</li> </ul>
新上五島町 (長崎県)	<ul style="list-style-type: none"> <li>行政からの一方的な提案とならないようにするため、各地域の問題点等についても議案として、各委員から提案してもらう。</li> </ul>

上記⑥の課題に関連する取組事例

坂東市 (茨城県)	・審議内容・役割については、議会との関係や他の附属機関（総合計画審議会）との関係に注意する必要がある。答申等の内容についても、場合によっては限定的に取り扱う必要がある。（個別の附属機関で審議されているような案件について、地域審議会で議論できるかどうか等）
長野市 (長野市)	・合併後の地域を代表する組織とも言え、同じく地域を代表すべき区長会との連携や役割について整理していく必要がある。また、今後、都市内分権を推進する中で、住民自治協議会との関係についても十分留意する必要があると感じている。
関市 (岐阜県)	・市議会との違い（決定機関ではなく、あくまで諮問機関であること）を明確にしている。
あさぎり町 (熊本県)	・あさぎり町総合計画審議会の委員に地域審議会から2名選出することとなっている。総合計画審議会へ審議する事項を地域審議会にも説明し、意見を取りまとめるようにしている。

○ 地域審議会の構成員の選任について、候補者を公募するなどの取組が行われている。

射水市 (富山県)	・旧市町村等からの推薦に加え、公募方式による候補者選定を実施 ・公募方式の際、定数の20%程度を公募枠と設定
美里町 (熊本県)	・農林商工業団体、社会教育・学校教育団体、青年・女性・老人を構成員とする組織、社会福祉関係、消防団、学識経験者などに区分することで、幅広い分野からの選任を可能に

## 5 (2) 地域自治区（地方自治法に基づくもの）

- 設置数 : 15 団体（9 1 地域自治区）
- 設置状況 : 他の制度と併用したり、旧団体を細分化するなどして地域自治区制度を活用している団体が見られる。これらの団体については、核となる団体があり、周辺の複数団体が合併したケースとなっている。
- 設置期間 : 本制度の趣旨から、多くの団体で設置期間を設けていない。
- 構成員定数 : 15～20 名としている地域協議会が約 7 割を占め、最も多い。また、30 名を超える地域協議会も、全体に 1 割弱見られる。
- 構成員任期 : 2 年とする団体が多い。
- 構成員属性 : 構成員のほぼ半数が「公共的団体等を代表するもの」となっている。次いで「地域の行政運営に関し優れた識見を有するもの」が多い。公募については、全体の約 10%となっている。

### ア 地域自治区（地方自治法に基づくもの）の地域協議会での審議内容について

#### 【 合併市町村の取組状況 】

- 基本構想に係る事項や、過疎計画、観光計画など各種計画策定に係る事項を挙げている団体が多い。
- その他、各地域固有の振興策に係る事項が対象となっている。
- 予算編成の際の事業等に関する要望についても審議対象としている団体は、少数である。

選択肢（複数回答式）	回答数	構成比
市町村建設計画（合併市町村基本計画）の変更に関する事項	4	26.7%
市町村建設計画の執行状況に関する事項	3	20.0%
合併特例債を財源とした地域振興のための基金の活用に関する事項	2	13.3%
新市町村の基本構想の作成及び変更に関する事項	6	40.0%
予算編成の際の事業等に関する要望	2	13.3%
その他		
過疎計画や各種個別計画（観光計画等）について	2	13.3%
合併特例債を財源としない基金の活用について	1	6.7%
地域固有施策（イベント、バス路線、指定管理者導入など）について	2	13.3%

## イ 地域自治区の特徴ある取組の推進について

### 【 合併市町村の取組状況 】

- 自主的・自立的なまちづくりに向けて、各地域において様々な取組が行われている。

※特徴的な取組事例

大仙市 (秋田県)	・「地域協議会に諮問機関としての役割」以外の役割として、「まちづくり」に積極的に関与する仕組づくりを8地域の総合支所へ提案している。
浜松市 (静岡県)	・自主的予算編成権 地域自治区の自主性を担保するため、地域自治区内で実施するまちづくり事業費(ソフト事業)を総合事務所と地域協議会が協議して、予算を作成し、財政課へ直接予算要求する地域自治振興費を予算科目に設けた。
豊田市 (愛知県)	・補助金として、1地域自治区あたり500万円を予算配分し、自信と誇りのもてる地域を住民が主体となってつくるためにする事業に対して、市が助成している(地域活動支援制度)。
宮崎市 (宮崎県)	・地域住民が主体となった地域づくり体制の構築、および市民活動団体の協働の推進を目的に、各地域協議会に地域コーディネーターを配置する予定である。 ・また、地域づくりの促進を目的に「地域魅力アップ事業」を実施し、特色ある活動を実施している団体に補助金を交付する予定である。

## ウ 地域自治区の運営にあたり、事務局運営上の課題や、特に留意している点について

### 【 合併市町村の取組状況 】

- 住民参加の推進に配慮した取組等が行われている。

自由回答の分類	回答数
住民参加が行いやすいよう工夫している	3
制度の住民理解の浸透に留意している	2
地域自治区組織の内部連携、あるいは外部団体との連携に留意している	2

※特徴的な取組事例

大仙市 (秋田県)	・協議会委員に子育て世代の女性を登用している。また、協議会開催日及び時間へ配慮し、参加が行いやすいよう留意している。
浜松市 (静岡県)	・これまで各地域で育まれてきた伝統文化などを尊重する一方で、地域バランスを考慮した行政運営を行っている。また、12地域自治区の均衡ある発展を目指すためには職員相互の理解が不可欠であり、本庁と総合事務所及び総合事務所間の人事交流が必要となる。
玉名市 (熊本県)	・当該地域に係ることに加え、全市的に係ることについても、必要に応じ地域協議会の意見を聞いている。

- 地域協議会の構成員の選任について、候補者を公募するなどの取組が行われている。

浜松市 (静岡県)	・旧市町村等からの推薦に加え、公募方式による候補者選定を実施 ・構成員の選任に当たり、男女それぞれの登用率3割以上と設定
--------------	---

### 5 (3) 地域自治区 (旧合併特例法に基づくもの)

- 設置数 : 38 団体 (101 地域自治区)
- 設置状況 : 旧市町村の一部に地域自治区を設置している団体の方が、全ての旧市町村に地域自治区を設置している団体より多い。
- 設置期間 : 設置期間については、合併関係市町村の協議により定めることとなっているが、10 年前後としている団体が 60%以上となっている。
- 構成員定数 : 15 名程度としている地域協議会が約 6 割を占め、最も多い。また、10 名前後や 20 名前後としている地域協議会も少数ながら見られる。
- 構成員任期 : 2 年とする団体がほとんどとなっている。
- 構成員属性 : 構成員のほぼ半数が「公共的団体等を代表するもの」となっている。次いで「公募によるもの」が多い。

#### ア 地域自治区 (旧合併特例法に基づくもの) の地域協議会での審議内容について

##### 【 合併市町村の取組状況 】

- 「市町村建設計画に係る事項」、「基本構想の作成に係る事項」については半数以上の団体が審議対象としている。
- 予算編成の際の事業等に関する要望についても審議対象としている団体は、3分の1程度となっている。

選択肢 (複数回答式)	回答数	構成比
市町村建設計画 (合併市町村基本計画) の変更に関する事項	27	71.1%
市町村建設計画の執行状況に関する事項	20	52.6%
合併特例債を財源とした地域振興のための基金の活用に関する事項	10	26.3%
新市町村の基本構想の作成及び変更に関する事項	24	63.2%
予算編成の際の事業等に関する要望	13	34.2%
その他		
過疎計画等の作成に関する事項	1	2.6%
地域振興に関する事項	2	5.3%
合併時の事務事業調整で未調整だったものに関する事項	1	2.6%
公共施設、使用料等に関する事項	1	2.6%
地域自治区の事務所の所掌事務に関すること全般	5	13.2%

## イ 住居表示に関する特例の活用状況について

### 【 合併市町村の取組状況 】

- 旧団体名を地域自治区の名称とし、住居表示に当たっては大字の前にその名称を付けるなどしている。

(例)

八戸市 (青森県)	(合併前) 三戸郡南郷村大字〇〇	→	(合併後) 八戸市南郷区大字〇〇
上越市 (新潟県)	(合併前) 東頸城郡大島村大字〇〇	→	(合併後) 上越市大島区大字〇〇
坂井市 (福井県)	(合併前) 坂井郡三国町〇〇	→	(合併後) 坂井市三国町〇〇
小林市 (宮崎県)	(合併前) 西諸県郡須木村大字〇〇	→	(合併後) 小林市須木大字〇〇

## ウ 地域自治区の特徴ある取組の推進について

### 【 合併市町村の取組状況 】

- 自主的・自立的なまちづくりに向け、各地域において様々な取組が行われている。

※特徴的な取組事例

上越市 (新潟県)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民組織 各地域自治区に、区域における地域づくりやこれまで行政が行ってきた事業や公的サービスを行政に代わって実施することなどを目的とする住民組織が設立された。地域の祭りやイベントを実施しているほか、市からの業務の受託や指定管理者として公の施設の管理を行っている団体もある。</li> <li>・コミュニティプラザ 旧町村役場や公民館などを転用して、地域住民が集まり、活動する場である「コミュニティプラザ」を整備し、ここに地域自治区の事務所を置き、住民と行政との協働を進めやすい環境整備を進めている。また、コミュニティプラザの管理・運営を住民組織等に委ねることにより、住民の公的分野への参画による自主的・自立的な地域づくりを目指している。</li> </ul>
坂井市 (福井県)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・合併前から実施されている各地域の特色を活かした地域づくりに資する行事・イベント、スポーツ大会、その他地域住民や伝統・文化に関する事業については、今後においても、各地域自治区が計画し、それぞれの地域自治区主導で実施することとしている。</li> </ul>
多可町 (兵庫県)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コミュニティ・シンクタンク（大学教授等7人により構成）から専門的なアドバイスを受けており、地域協議会委員とシンクタンクの情報交換会を開催し、地域自治のための課題や目標などについて話し合っている。</li> </ul>

エ 地域自治体の運営にあたり、事務局運営上の課題や、特に留意している点について

【 合併市町村の取組状況 】

- 課題・留意点として、「運営方針や諮問事項選定に留意している」、「新市町村の一体性と地域の独自性のバランスに留意している」といった点が挙げられている。

自由回答の分類	回答数
運営方針や諮問事項選定に留意している	4
新市町村の一体性と、各地域の独自性のバランスに留意している	3
地域自治体、地域協議会への住民理解の浸透に留意している	1
本庁との連絡調整等に留意している	1

※特徴的な取組事例

上越市 (新潟県)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域協議会について、住民の認知度がまだ十分といえないことから、周知が必要である。特に、町内会など、これまで住民の意見を行政に伝えてきた他の仕組との関係についての整理が必要である。</li> </ul>
坂井市 (福井県)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域自治体間の情報交換及び全ての地域自治体において共通して取り組むべき事項等については、市役所本庁が調整することとしている。また、予算については、全ての地域自治体に等しく配分している。</li> </ul>
多可町 (兵庫県)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事務局は、地域協議会主導の活動を支援する立場としての認識のもとに、行政側の考え方を押し付けない、出過ぎないようにしている。建設計画に関係する重要事案に対しては、必ず協議の場を設け、提言・提案等を受けている。</li> </ul>

- 地域協議会の構成員の選任について、候補者を公募するなどの取組が行われている。

上越市 (新潟県)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・旧市町村等からの推薦に加え、公募方式による候補者選定を実施</li> <li>・公募方式の際、定数を上回る応募があった場合に住民の投票を実施。市長は投票の結果を尊重し、委員を選任</li> </ul>
--------------	--

## 5 (4) 合併特例区

- 設置数 : 6 団体 (14 合併特例区)
- 設置状況 : 旧市町村の全てに合併特例区を設置している団体は 1 件、旧市町村の一部に合併特例区を設置している団体は 5 件である。
- 設置期間 : 合併関係市町村の協議により 5 年以内の設置期間を定める (規約に定める) こととなっているが、5 年間とするものがほとんどである (5 年 : 5 団体、4 年 7 か月 : 1 団体)。
- 構成員定数 : 全合併特例区で 9~15 名としている。
- 構成員任期 : 全合併特例区で 2 年としている。
- 構成員属性 : 構成員のほぼ半数が「公共的団体等を代表するもの」となっている。

### ア 合併特例区の合併特例区協議会における審議内容について

#### 【 合併市町村の取組状況 】

- 合併に直接的に関わる事項 (市町村建設計画関連など) から、当該地域の市政全般にわたることまで、審議内容は各市町村によって様々である。
- 新市町村の基本構想の作成については、新設合併の 4 団体中 (せたな町、士別市、名寄市、喜多方市)、3 団体が審議事項としている。

選択肢 (複数回答式)	回答数	構成比
市町村建設計画 (合併市町村基本計画) の変更に関する事項	2	33.3%
市町村建設計画の執行状況に関する事項	2	33.3%
合併特例債を財源とした地域振興のための基金の活用に関する事項	1	16.7%
新市町村の基本構想の作成及び変更に関する事項	3	50.0%
その他	3	50.0%

※「その他」の内容…合併特例区の区域にかかる市の施策の重要事項、合併特例区地域住民の市政に対する様々な要望 (合併とは関係ないもの) など

### イ 住居表示に関する特例の活用状況について

#### 【 合併市町村の取組状況 】

- 旧団体名を合併特例区の名称とし、大字の前にその名称を付けるなどしている。

(例)

	合併特例区名	『合併前』	⇒	『合併後』
せたな町 (北海道)	北檜山区 :	瀬棚郡北檜山町字徳島○番地	⇒	久遠郡せたな町北檜山区徳島○番地
	瀬棚区 :	瀬棚郡瀬棚町字本町○番地	⇒	久遠郡せたな町瀬棚区本町○番地
	大成区 :	久遠郡大成町字都○番地	⇒	久遠郡せたな町大成区都○番地
宮崎市 (宮崎県)	合併特例区名	『合併前』	⇒	『合併後』
	佐土原町 :	宮崎郡佐土原町大字下田島○番地	⇒	宮崎市佐土原町下田島○番地
	田野町 :	宮崎郡田野町甲○番地	⇒	宮崎市田野町甲○番地
高岡町 :	東緒県郡高岡町大字内山○番地	⇒	宮崎市高岡町内山○番地	

## ウ 合併特例区の予算について

### 【 合併市町村の取組状況 】

- 予算規模は、1区あたり2千万円から8千万円程度のところが多い。人口一人あたり予算を見ると、2千円/人程度が最少で、最多は44千円/人となっている。

市町村	特例区	予算規模	※人口1人あたり予算 (円)	※人口 (人) (平 12)
せたな町	北檜山区	55 百万円	8,741 円	6,292
	大成区	26 百万円	9,524 円	2,730
	瀬棚区	45 百万円	15,957 円	2,820
士別市	朝日町	85 百万円	44,133 円	1,926
名寄市	風連町	78 百万円	14,009 円	5,568
喜多方市	熱塩加納町	24 百万円	6,606 円	3,633
	塩川町	21 百万円	1,979 円	10,612
	山都町	24 百万円	5,559 円	4,317
	高郷町	28 百万円	11,138 円	2,514
岡山市	御津	217 百万円	21,245 円	10,214
	灘崎	331 百万円	20,919 円	15,823
宮崎市	佐土原町、 田野町、高 岡町の計	163 百万円	2,825 円	57,700

- 歳入の大半は交付金となっている。歳出として、観光・イベントに係る事業、施設等の維持管理や各種地域事業（福祉バスの運行や農林業振興、定住対策事業など、幅広い事業）など、地域の実情にあった幅広い事業が行われている。

## エ 公の施設の設置状況について

### 【 合併市町村の取組状況 】

- 公の施設を設置している団体は3団体であり、全体の半数にあたる。
- 設けている場合は、公民館、保健福祉施設、コミュニティセンター・集会所、教育文化関連施設、スポーツ施設など、地域に密接な関わりを持つ様々な施設が対象となっている。

選択肢 (複数回答式)	回答数	構成比
公民館	1	16.7%
保健福祉施設	2	33.3%
コミュニティセンター、集会所	2	33.3%
教育・文化関連施設	2	33.3%
その他	2	33.3%
公の施設なし (士別市、名寄市、喜多方市)	3	50.0%

※「その他」の内訳 岡山市： スポーツ施設、親水公園 宮崎市： 田野町農村環境改善センター

## オ 合併特例区の特徴ある取組の推進について

### 【 合併市町村の取組状況 】

- 自主的・自立的なまちづくりに向け、各地域において様々な取組が行われている。

※特徴的な取組事例

喜多方市 (福島県)	<u>山都町合併特例区</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>・そば刈取り助成事業・・・特例区区域内に住所を有する者が、区域内にある田畑で栽培したそばを農協等に機械刈取りを依頼した場合、助成する。</li> <li>・コミュニティバス運行事業・・・特例区区域内で5路線運行。毎週火、木曜日に3路線、水、金曜日に2路線の運行を行い、各路線1日2往復。利用料は無料</li> </ul> <u>高郷町合併特例区</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中学2年生の希望者全員の海外派遣、小学6年生全員には県外研修を実施などの人材育成事業に力を入れている。</li> </ul>
宮崎市 (宮崎県)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・合併協議会で合併後は廃止することになっていた区域内広報誌『月報』（主にその月の行事、お知らせなどを掲載し、自前で印刷していたもの）を復活したことで、総合支所や消防局等の地域限定版のお知らせやの配布が可能に</li> </ul>

## カ 合併特例区の運営にあたり、事務局運営上の課題や、特に留意している点について

### 【 合併市町村の取組状況 】

- 円滑な事務執行に努めている。

喜多方市 (福島県)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・4特例区が設置されていることから、連絡調整を密にしながら、事務処理方法の統一などに留意している。</li> </ul>
宮崎市 (宮崎県)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事務局職員が行政事務職員との併任の形となっており、事務局運営に支障を来さないように留意している。</li> </ul>

- 合併特例区協議会の構成員の選任について、候補者を公募するなどの取組が行われている。

せたな町 (北海道)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・旧市町村等からの推薦に加え、公募方式による候補者選定を実施</li> </ul>
喜多方市 (福島県)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・選出範囲を、商工団体、農業団体、青年、婦人、まちづくり団体などを代表するもの及び学識経験者などに区分することで、幅広い分野からの選任を可能に</li> </ul>

## 総 括

- 旧合併特例法下において合併した市町村の多くは合併して間もない状況であり、地域の様々な課題に対応して、新しいまちづくりに向けた取組をスタートさせたばかりである。
- そのような状況ではあるが、本調査結果を見ると、合併後の早い段階から積極的な取組を行っている合併市町村が多く見られたところである。具体的には、以下のような点が明らかとなった。
  - ・ 旧市町村地域の振興のための取組が、多様な形で進められており、また、合併を契機に、住民自らが地域振興を行う新たな仕組が構築されるなど、自立的な地域の活性化への取組が進められている。
  - ・ 合併により行財政基盤の強化、規模・能力の充実が図られたことで、行政サービスの充実が図られている。また、合併したことによって住民サービス水準が維持できた（合併しなかった場合、サービスの低下が予想された）事例なども明らかとなった。
  - ・ 高度な政策形成能力やきめ細かで専門的な知識が必要とされる分野については、合併前には十分には対応できなかったが、合併によりこうした分野を所管する組織・体制の充実が図られている。このことは、合併により行財政基盤が強化された効果が発現してきていることによるものと考えられる。
  - ・ その他、合併により新しいまちづくりが行われることにより、様々な効果が生まれている。
- 一方、合併後の行政運営については、効率化の効果が顕れるにはしばらく期間を要することがうかがわれ、また、合併後の一体感の醸成や、事務事業の早期の統合なども課題として挙げられている。
- また、都道府県からの権限移譲が多くの合併市町村において進んでおり、合併により市町村の自立性が高まっているが、人的支援や財政支援を望む意見も出されている。また、一層の権限移譲を推進する上で、人材の確保、全般的な権限の移譲、都道府県との協議の充実などの要望が挙げられている。市町村の実情・要望を十分勘案した形での移譲がさらに進められることが期待される。
- なお、地域自治組織については、住民が積極的に関わりながら、各市町村が工夫して、より自主的・自立的なまちづくりへ取り組んでいることがうかがわれる。

- 今後も、合併した市町村においては、こうした課題等に対し、今回例示した対応事例なども参考にしながら、市町村合併により強化された行財政基盤を活用して、積極的な取組を進めていくことが必要である。
  
- そして、こうした取組が積み重なっていくことで、合併した市町村が、住民にとって活力と個性のある「まち」となっていくことが期待される場所である。
  
- 今後においては、
  - ・ 合併市町村の様々な取組について、引き続き財政支援等を着実にやっていくとともに、フォローアップを行い、積極的な取組事例を広く情報提供していくこと、
  - ・ 合併市町村が抱える地域の課題を整理し、新しいまちづくりの諸方策を検討すること、など、合併市町村の取組を積極的に支援していく必要がある。



# 参考資料 大分県における合併団体の支所等の体制等一覧 (大分県作成)

自治体名(合併方式・構成市町村数)	大分市(編入・3)	中津市(編入・5)	日田市(編入・6)	佐伯市(新設・9)	臼杵市(新設・2)	竹田市(新設・4)	
1 事務所の方式(支所長等の位置付け)	支所(課長級)	総合支所(部長級)	支所(課長級)	総合支所(部長級)	分庁+総合支所(部長級)	総合支所(部長級)	
2 支所長等の裁量で使える予算(事業) *支所枠予算	①事業名	(1)地域まちづくり活性化事業(支所枠) (2)こ近所の底力再生事業	周辺地域振興対策事業	佐伯市旧町村部地域パワーアップ事業	*支所長等の裁量で使える予算(事業)措置はしていないが、野津庁舎に農林業部門を集中配置するとともに、営農協議会としての「ほんまもんの里臼杵農業推進協議会」を設置して、野津地域の基幹産業である農林業の推進を図っている。 *臼杵庁舎と野津庁舎に権限等の差なし	竹田市旧町地域元気づくり支援事業	
	②現計予算額[千円] (1支所平均額)	(1)8,000 (2)4,288(大分市全支所・出張所を含む平均)	3,000	3,000		1,500	
	③対象事業	(1)地域のまちづくり等活性化に資する事業 (2)地域活性化や地域課題解決に資する事業	地域振興等を目的とした創意工夫ある事業	*支所長等の裁量で使える予算(事業)措置はしていないが、「4旧町村部の課題解決や地域活性化に向けた事業例(本庁)」のような特徴的な取組を実施 *地域振興事業等に關する支所への予算措置については、地域の実情等に十分配慮している。 *本庁と支所に権限等の差はない。	地域活性化を目指した創意工夫あるソフト事業	地域活性化を目指した創意工夫のあるソフト事業	
3 支所等の体制	①支所等の職員数 合併前 → H18.2 → H18.11	218 → 73 → 39 (△82.1%)	307 → 178 → 158 (△48.5%)	294 → 128 → 120 (△59.2%)	631 → 507 → 399 (△36.8%)	90 → 65 → 58 (△35.5%)	208 → 101 → 84 (△59.6%)
	②支所等でのワストップ対応の工夫 (組織上の工夫)	各支所に「地域コミュニティ担当」を配置	総合支所として本庁と同じ業務を実施	・各振興局に「総務振興課」を配置 ・各種補助金申請等は振興局で全て受付(定時的な異動(児童課・子育て課)など)は、振興局に本庁職員が出向き処理	各振興局に「地域振興課」を配置	*臼杵庁舎と野津庁舎に権限等の差はなく、すべての事務手続きが野津庁舎で可能	支所における窓口サービスを「市民生活課」に一体化
4 旧町村部の課題解決や地域活性化に向けた事業例(本庁)	○消防機能充実事業 旧町で不足している消防水槽、消防小型動力積載車の整備及び消防団詰所建替 ○支所庁舎建設事業 佐賀関支所、公民館、子どもルーム、老人憩いの家の合築施設整備(H18:設計) ○旧町村部振興のため、佐賀関で水産加工品開発事業、野津原で援農交流事業を実施	○消防機能充実事業 旧町村で不足している消防水槽、消防小型動力積載車の整備 ○情報化ネットワーク事業 情報格差の是正を図るためのCATV整備	○まちづくり推進活動助成事業 民間団体が行う自発的なまちづくり活動に対する助成 ○振興局CATVサブセンター整備 各振興局にCATVの送受信装置等を設置し、KCV(日田ケーブルテレビ)と接続 ○ドクターヘリ運行事業 山間地の重篤患者をヘリにより病院へ搬送	○津波警戒表示板設置事業 海岸の集落に高さ5mの津波警戒表示板を設置し、住民の災害に対する啓蒙啓発を推進 ○衛星電話設置事業 災害時にライフラインが不通の場合の通信手段確保のため、通信の孤立が予想される地域に衛星電話を設置	○野津地域CATV施設整備事業 情報格差の是正を図るためのCATV整備 ○田園空間開発事業 定住促進のための住宅団地の造成 ○農村振興総合整備事業 ほ場・農道等の整備、獣害防止対策等	○廃止路線バス運行事業 廃止された久住～小野屋線について、竹田交通㈱に委託し運行を継続 ○旧町村部住民の安全・安心を確保するため、消防本部に高度救命処置用資機材を登録した高規格救急自動車を整備	
5 消防防災体制	①避難勧告等の発令者	原則市長 緊急時現場に派遣された市職員又は消防職員発令可	原則市長 緊急時支所長発令可	原則市長 緊急時振興局長発令可	原則市長 緊急時支所長発令可	原則市長 緊急時支所長発令可	
	②昼間消防団員確保対策	なし	消防団員OBや女性の活用について検討中	消防団員OBの活用について検討中	自主防災の組織づくりのなかでOB団員や女性の活用を検討中	なし(消防団員充足率98%超)	なし(消防団員充足率89%超)
6 交通手段の確保策	①新市交通計画の策定状況	策定中	策定中	策定中	策定中	策定中	
	②コミュニティバス等の導入状況等	(ワンコインバス運行)	コミュニティバス試験運行中	公共交通市民意識調査実施	なし	コミュニティバス試験運行	なし
7 旧町村部に対する特徴的な取組等				・旧町村部の産業祭、ふるさとまつりなどは、従来どおりの規模等を確保し継続実施 ・市長と振興局職員との懇談会(5局×1回)		・野津に関する消防救急業務の事務委託を廃止し、野津派出所を分署へ格上げ(H19.4~) *消防野津分署を新築	

自治体名(合併方式・構成市町村数)	豊後高田市(新設・3)	杵築市(新設・3)	宇佐市(新設・3)	豊後大野市(新設・7)	由布市(新設・3)	国東市(新設・4)	
1 事務所の方式(支所長等の位置付け)	分庁+総合支所(課長級)	分庁+総合支所(部長級)	総合支所(部長級)	総合支所(部長級)	分庁+総合支所(部長級)	総合支所(部長級)	
2 支所長等の裁量で使える予算(事業) *支所枠予算	①事業名	合併地域活力創造特別対策事業	*支所長等の裁量で使える予算(事業)措置はしていないが、「4旧町村部の課題解決や地域活性化に向けた事業例(本庁)」のような特徴的な取組を実施	*支所長等の裁量で使える予算(事業)措置はしていないが、「4旧町村部の課題解決や地域活性化に向けた事業例(本庁)」のような特徴的な取組を実施	ふるさとイキイキ事業	地域活性化対策事業	
	②現計予算額[千円] (1支所平均額)	1,000	*「地域活力創出事業」(予算額10,000)旧町村部で県の地域活性化総合補助金を受入れる場合は、市単独でかさ上げ	*事業実施にあたっては、各支所(地域)の実情等に十分配慮し、優先順位等を決定している。	1,214.3	2,000	1,000
	③対象事業	地域振興に資する創意工夫ある事業	○CATV整備事業 情報格差の是正を図るためのCATV整備 ○図書システム導入事業 新市全体を結ぶ図書貸出システムの構築 ○山香病院健診・背骨センター整備事業 旧町村部の住民が山香病院において健診を受診できる体制を整備	○防災行政無線簡易統合接続事業 宇佐、安心院、院内の各無線局間の統合整備 ○移動図書館車購入事業 移動図書館用の車両整備 ○I P電話網構築事業 本庁・支所間を結ぶI P電話の整備	○防災行政無線基地局増設事業 本庁→各支所間の防災行政無線整備 ○災害時参集システム導入事業 職員参集システム充実のためのメールシステム導入	○由布コミュニティ事業(地域の底力再生) 「地域計画」を策定し、その計画を実行する自治体に対する支援 ○地域伝統芸能振興支援事業 旧町の特長ある芸文活動のさらなる発展に向けた支援	○CATV事業 情報格差是正のためのCATV整備 ○緊急通報システム事業 一人暮らしのお年寄りの緊急時における通報システムを導入
3 支所等の体制	①支所等の職員数 合併前 → H18.2 → H18.11	150 → 144 → 85 (△43.3%)	145 → 99 → 89 (△38.6%)	228 → 179 → 143 (△37.3%)	444 → 221 → 162 (△63.5%)	247 → 188 → 184 (△25.5%)	350 → 350 → 251 (△28.3%)
	②支所等でのワストップ対応の工夫 (組織上の工夫)	・真玉・香々地市民センター長を配置 ・窓口業務を一元化し「地域総務一課(真玉)二課(香々地)」を設置	各振興局に「地域振興担当」を配置	各支所に「地域振興課」を配置	窓口対応の充実に向けてグループ制の導入を検討中	各振興局に「市民サービス課(総合窓口)」を配置	特になし
4 旧町村部の課題解決や地域活性化に向けた事業例(本庁)	○CATV整備事業 情報格差の是正を図るためのCATV整備 ○真玉歌謡伝承支援事業 真玉歌謡の保存継承活動を支援 ○香々地地域漁業活性化事業 香々地漁業活性化に向けたブルーツールの取組等に対する支援	○CATV整備事業 情報格差の是正を図るためのCATV整備 ○図書システム導入事業 新市全体を結ぶ図書貸出システムの構築 ○山香病院健診・背骨センター整備事業 旧町村部の住民が山香病院において健診を受診できる体制を整備	○防災行政無線簡易統合接続事業 宇佐、安心院、院内の各無線局間の統合整備 ○移動図書館車購入事業 移動図書館用の車両整備 ○I P電話網構築事業 本庁・支所間を結ぶI P電話の整備	○防災行政無線基地局増設事業 本庁→各支所間の防災行政無線整備 ○災害時参集システム導入事業 職員参集システム充実のためのメールシステム導入	○由布コミュニティ事業(地域の底力再生) 「地域計画」を策定し、その計画を実行する自治体に対する支援 ○地域伝統芸能振興支援事業 旧町の特長ある芸文活動のさらなる発展に向けた支援	○CATV事業 情報格差是正のためのCATV整備 ○緊急通報システム事業 一人暮らしのお年寄りの緊急時における通報システムを導入	
5 消防防災体制	①避難勧告等の発令者	原則市長 緊急時センター長発令可	原則市長 緊急時振興局長発令可	原則市長 緊急時支所長発令可	原則市長 緊急時支所長発令可	原則市長 緊急時支所長発令可	
	②昼間消防団員確保対策	機能別消防団制度の導入等検討するなかでOB団員等の活用を検討する	なし	なし	機能別消防団導入に向けて調査研究しており、今後導入予定	OB団員(再入団)の活用(3名)	なし
6 交通手段の確保策	①新市交通計画の策定状況	策定中	策定中	策定中	策定済	策定中	
	②コミュニティバス等の導入状況等	乗り合いタクシー試験運行中	循環バス試験運行中	コミュニティバス試験運行中	コミュニティバス運行(旧4町村のみ)	コミュニティバス試験運行	コミュニティバス試験運行中
7 旧町村部に対する特徴的な取組等			旧町村部で合併前に行っていた祭り等の行政主催行事について、予算額は削減したものの、創意・工夫により継続実施している。		緒が、朝日に關する消防救急業務の事務委託を廃止し、一市一消防本部体制を実施(H19.4.1~)		

